

政令第二百八十二号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

政令第二百八十三号

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項、第五条第一項、第六条第一項第二号、第二十七条の五、第四十五条第一号及び第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号を次のように改める。

十一・二―ジクロロエチレン

第三条第二号イ及び第五条第二号中「第七条第六項の」を「第七条第四項に規定する」に改める。

第九条を第十号とし、第八条を第九条とする。

第七条第一項中「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された」を「汚染除去等計画を作成し、これを地方公共団体の長に提出すべきことを指示された」に、「土壤汚染」を「指示に係る土壤汚染」に、「汚染の除去等の措置の」を「指示に係る汚染の除去等の措置の」に、「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した」を「汚染除去等計画を作成し、これを当該地方公共団体の長に提出すべきことを指示した」に改

め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(国等が行う汚染土壌の処理に関する技術的読替え)

第七条 法第二十七条の五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二條第九項並びに第二十三條第三項及び第四項	届け出なければ	通知しなければ
第二十四條	を命ずる	について協議を求める
第二十五條	の停止を命ずる	を停止することについて協議を求める
第二十七條第二項	を命ずる	について協議を求める

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十三号)の施行の日(

平成三十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の土壤汚染対策法施行令（以下「旧令」という。）

第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る土壤汚染対策法第

二十二条第一項の許可を受けている者は、この政令による改正後の土壤汚染対策法施行令（以下「新令」

という。）第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設に係る同法第

二十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新令第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供する施設

に係る土壤汚染対策法第二十二条第一項の許可を受けたものとみなされた者についての同条第四項の規定

の適用については、その者が旧令第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壤の処理の事業の用に供

する施設に係る同法第二十二条第一項の許可を受けた日を新令第一条第十号に掲げる物質により汚染され

た土壤の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二条第一項の許可を受けた日とみなす。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第三条 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「第八条第十号」を「第九条第十号」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第三十六条の規定による改正後の」を削り、「第九条」を「第十条」に改める。

環境省令第三号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）及び土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十八日

環境大臣 原田 義昭

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第一条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第十条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>一 一 三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及</p>	<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第一条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事(土壤汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第九条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>一 一 三 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及</p>

び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類その他の土壤汚染状況調査（同条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「土壤汚染状況調査の対象地」という。）において土壤の汚染状態が第三十一条第一項の基準（以下「土壤溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壤含有量基準」という。）に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四・五（略）

六 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（法第三十三条の技術管理者をいう。以下同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）第一条第二項第三号の技術管理者証をいう。以下同じ。）の交付番号

3|| 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならぬ。

（土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおその把握）

第三条 土壤汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。

び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類その他の土壤汚染状況調査（同条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壤の汚染状態が第三十一条第一項の基準（以下「土壤溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壤含有量基準」という。）に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四・五（略）

六 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（法第三十三条の技術管理者をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）第一条第二項第三号の技術管理者証をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の交付番号

（新規）

（調査対象地の土壤汚染のおその把握）

第三条 土壤汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。

（）は、土壤汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類（特定有害物質の種類が別表第一の上欄に掲げるものである場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとする。）について、土壤その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

- 一 (略)
- 二 法第四条第三項又は法第五条第一項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三 (略)

3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基

（）は、調査対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、調査対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壤その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

- 一 (略)
- 二 法第四条第三項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類

三 (略)

3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項に基づき土壤汚

づき土壤汚染状況調査を行う場合において、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4 (略)

5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

6 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）を行うものとする。

- 一 土壤汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四条第三項第二号に規定する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の当該試料採取等対象物質による汚染

状況調査を行う場合において、調査対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4 (略)

5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

6 調査実施者は、第一項の規定により把握した情報により、調査対象地を当該調査対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。

- 一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤（以下「基準不適合土壤」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壤汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等を使用した土壤があると認められる場合を含む。） 同条に定める方法

二 第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定める方法

三 土壤汚染状況調査の対象地の土壤の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又は前号の土砂以外（以下「人為等」という。）に由来するおそれがあると認められる場合 次条から第十条までに定める方法

（第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壤汚染のおそれの分類）

第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係る土地（以下次条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質ごとに次に

二 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において特定有害物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地

三 前二号に掲げる土地以外の土地

（新規）

掲げる土地の区分に分類するものとする。

- 一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場において事業の用に供されていない旨の情報又は水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十二条の四の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第十四条第五項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤（以下「基準不適合土壤」という。）が存在するおそれがないと認められる土地
- 二 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において試料採取等対象物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地
- 三 前二号に掲げる土地以外の土地

（第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選定）

第四条 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地の最も北にある

（試料採取等を行う区画の選定）

第四条 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点

地点（当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壤汚染状況調査の対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点として回転させることにより減少する場合には、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された土壤汚染状況調査の対象地（以下「単位区画」という。）であつて隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を土壤汚染状況調査の対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。

3 (略)

- 一 前条第三号に掲げる土地を含む単位区画
- 二 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であつて隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。

3 (略)

- 一 前条第六項第三号に掲げる土地を含む単位区画
- 二 前条第六項第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

イ 試料採取等対象物質が令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

- (1) 第二項の規定により土壤汚染状況調査の対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2) (略)

ロ (略)

4|| 前項の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更（法第三条第七項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に係る部分のうち最も深い位置の深さ（以下「最大形質変更深さ」という。）より一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生

イ 前条第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が令第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

- (1) 第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2) (略)

ロ (略)

(新規)

じた場所の位置がある場合には、当該単位区画（第六条第一項第一号に基づき土壤ガス調査を行う場合であり、かつ、三十メートル格子内の一部対象区画のうち少なくとも一の一部対象区画において地表から最大形質変更深さより一メートル以内の深さに汚染のおそれが生じた場所の位置があるときには、当該三十メートル格子の中心を含む単位区画を除く。）について試料採取等の対象としないことができる。

（第三条第六項第三号に掲げる場合の土壤汚染状況調査の対象地が複数ある場合等の区画の特例）

第五条 調査実施者は、土壤汚染状況調査を行う場合において、当該土壤汚染状況調査に係る土地の区域内に当該土壤汚染状況調査の対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

2|| 調査実施者は、土壤汚染状況調査を行う場合において、当該土壤汚染状況調査に係る土地の区域内において、過去に行った土壤汚染状況調査があるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例）

第五条 調査実施者は、法第四条第三項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。

（新規）

、当該過去に行つた土壤汚染状況調査の起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により土壤汚染状況調査の対象地を区画することができる。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の実施)

第六条 (略)

2 (略)

3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかである場合(汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合を除く。)には、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壤(地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。)又は汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壤(以下「表層の土壤」という。)

及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を採取すること。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第

三項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合又は同条第二項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置にあ

(試料採取等の実施)

第六条 (略)

2 (略)

3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壤(地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。)を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壤(以下「表層の土壤」という。)及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を採取すること。

るときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

二 前号本文の規定により表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を採取した場合にあっては、当該土壌を、同じ重量混合すること。

三 第四条第三項第二号ロの規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。

四 (略)

4 (略)

5 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項第一号及び前項第一号の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における調査対象地に係る任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

二 前号ただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

三 第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。

四 (略)

4 (略)

5 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項第一号及び前項第一号の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。

(三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)

第七条 調査実施者は、第四条第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「地下水基準」という。）に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壤ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。

3 (略)

(第三条第六項第三号に掲げる場合の土壤ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壤の採取及び測定)

第八条 調査実施者は、土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から

第七条 調査実施者は、第四条第三項（同項第二号イに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「地下水基準」という。）に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壤ガス調査を行うものとする。

2 調査実施者は、第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画において、土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行うものとする。

3 (略)

(土壤ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壤の採取及び測定)

第八条 調査実施者は、土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から

検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、当該試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下この条、次条及び第十四条において「検出範囲」という。）ごとに、基準不適合土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下この条、次条及び第十四条において「代表地点」という。）において、次に掲げる特定有害物質の種類ごとに、試料採取等を行うものとする。

一 当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質

二 前号に掲げる試料採取等対象物質が使用等特定有害物質（第三条第一項の規定により、調査対象地において特定有害物質の製造、使用若しくは処理その他の行為により当該調査対象地の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないと認められる特定有害物質の種類又は適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類のおおむねに該当する場合にあつては、当該特定有害物質の種類のおおむねに区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類

三 第一号に掲げる試料採取等対象物質が別表第一の下欄に掲げ

検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、気体又は地下水から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該試料採取等対象物質に係る試料採取等を行うものとする。

（新規）

（新規）

（新規）

る特定有害物質の種類であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の上欄に掲げる特定有害物質の種類
のいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該特定有害物質の
種類(第一号に掲げるものを除く。)

2

前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 当該地点において、次の土壤(イ及びロにあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。)の採取を行うこと。
ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同
条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が前項に規定する検出範囲における最大形質変更
深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの
位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができるこ
と。

イ・ロ (略)

ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土
壤(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの
土壤及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯
水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある
土壤を除く。)

ニ (略)

二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検

2

前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 当該地点において、次の土壤(イ及びロにあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。)の採取を行うこと。
ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同
条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壤が前項に規定する検出範囲における最大形質変更
深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの
位置にあるときは、当該土壤の採取を行わないことができるこ
と。

イ・ロ (略)

ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土
壤(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの
土壤及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある
場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。)

ニ (略)

二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検

液に溶出する当該特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の結果の評価)

第九条 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であつて、代表地点において前条第二項第二号の方法により測定した結果、土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- 一 少なくとも一の代表地点において土壤溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げるときを除く。)
- 二 少なくとも一の代表地点において別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準(以下「第二溶出量基準」という。)に適合しなかったとき

2|| 前項の規定にかかわらず、検出範囲内の地点において、前条第二項第二号の方法により測定した結果、土壤の特定有害物質によ

液に溶出する当該試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

(試料採取等の結果の評価)

第九条 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であつて、前条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った試料採取等区画(同号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものである場合における当該試料採取等区画の区域を除く。)の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- 一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げる場合を除く。)
- 二 別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準(以下「第二溶出量基準」という。)に適合しなかったとき

(新規)

る汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地点を含む単位区画において当該試料採取等を行うものとされた特定有害物質について当該各号に定める単位区画とみなす。

一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるときを除く。） 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

三 土壤溶出量基準に適合したとき 土壤溶出量基準に適合した単位区画

3| 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第四条第三項第二号の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるときを除く。） 土壤溶出量基準

二・三 （略）

（第三条第六項第三号に掲げる場合の土壤汚染による健康被害が

2| 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第四条第三項（同項第二号）に係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準

二・三 （略）

（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都

生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土
壌汚染状況調査に係る特例)

第十条 調査実施者は、法第五条第一項の命令（令第三条第一号イ
又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）に基づき
土壌汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前条の規定
により土壌溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態
にあるとみなされる土地がないときには、次に定めるところによ
り、試料採取等を行うものとする。

一 令第三条第一号イに該当する場合

イ・ロ (略)

ハ この号ロ(2)(イ)括弧書の規定により土壌を採取した場合に
あつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートル
から五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するこ
と。

ニ (略)

二 (略)

2 (略)

一 単位区画の全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分
類される場合における当該単位区画の区域

二 (略)

3 (略)

道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例)

第十条 調査実施者は、法第五条第一項に規定する命令（令第三条
第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）
に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前
条の規定により土壌溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない
汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定めると
ころにより、試料採取等を行うものとする。

一 令第三条第一号イに該当する場合

イ・ロ (略)

ハ この号ロ(同号ロ(2)(イ)括弧書に係る部分に限る。)の規
定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の
土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまで
の土壌を、同じ重量混合すること。

ニ (略)

二 (略)

2 (略)

一 単位区画のすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地
に分類される場合における当該単位区画の区域

二 (略)

3 (略)

(第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壤汚染状況調査)

第十条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

一 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壤汚染状況調査の対象地を区画すること。

二 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第一号に係る対象地(以下この条、第十三条の二及び第十四条の二において「調査対象地」という。)の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子(調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあつては、当該三十メートル格子)の中心を含む単位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内に

(土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例)

第十条の二 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質(令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及び第五十八条第五項第九号において同じ。)であり、かつ、調査対象地の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。)に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

(新規)

一 調査実施者は、調査対象地の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子(調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあつては、当該三十メートル格子)の中心を含む単位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画)について、試料採取等の対象とする。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する

ある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画)について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分(以下「九百メートル格子」という。)のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合)にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画)について、試料採取等の対象とすること。

三 前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる地層の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

四 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心(当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における調査対象地内の

線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分(以下「九百メートル格子」という。)のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画)について、試料採取等の対象とすること。

(新規)

二 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。）において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壌

(1)・(2) (略)

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかである場合 この号イの土壌のうち当該地層内にある土壌（この号イの土壌が当該地層内でない場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌）

五 前号イ(1)の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

六 (略)

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壌

(1)・(2) (略)

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合 この号イの土壌のうち当該地層内にある土壌（この号イの土壌が当該地層内でない場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌）

三 前号(同号イ(1)に係る部分に限る。)の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

四 (略)

2|| 前項の規定にかかわらず、第三条第一項の規定により把握した

情報により、調査対象地に盛土又は埋め戻し（次の各号に掲げる要件を満たした土壌により行われたものに限る。以下「自然由来盛土等」という。）に使用した土壌がある場合には、当該土壌について、次項に定めるところにより、試料採取等を行わなければならない。

一 調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が地表から十メートルまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壌であること。

二 次のいずれかに該当する土壌であること。

イ 自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が九百メートル未満である土地から掘削した土壌であること。

ロ 当該土壌の掘削を行った土地が、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であることが第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること。

盛土又は埋め戻しに使用した

土壌の掘削を行った土地の汚

染状態

調査対象地の汚染状態

（新規）

<p>土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合するもの</p>	<p>土壤溶出量基準に適合しないものであって、土壤含有量基準に適合するもの又は土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの</p>
<p>土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの</p>	<p>土壤溶出量基準に適合するものであって、土壤含有量基準に適合しないもの又は土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの</p>
<p>土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの</p>	<p>土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないもの</p>

3||

調査実施者は、自然由来盛土等に使用した土壤があるときは、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

- 一 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壤汚染状況調査の対象地を区画すること。
- 二 調査実施者は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とする。ただし、自然由来盛土等に使用した土壤が一の均一な汚染状態にある土地において掘削されたものであることその

(新規)

他の情報により、当該土壌の汚染状態が均一であるとみなすことができる場合は、調査実施者は自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画について、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに規定する単位区画について、試料採取等の対象とすることができること。

イ 三十メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む自然由来盛土等に係る単位区画

ロ 三十メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画のうちいずれか一区画

三 前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超える深さのみ自然由来盛土等の土壌の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

四 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画における自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点。以下

この号及び第九項において同じ。)において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

イ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置が明らかでない場合

(1) 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌

ロ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置が明らかである場合 この号イの土壌のうち当該自然由来盛土等の土壌(この号イの土壌が当該自然由来盛土等の土壌でない場合にあつては、当該自然由来盛土等の土壌の任意の位置の土壌)

五 前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第二号に規定する三十メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。ただし、同号ただし書に基づき試料採取等の対象とした場合においては、当該土壌が自然由来盛土等の土壌の全ての最大形質変更深さのうち最も深い位

置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

六 第四号イ(1)の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

七 第四号及び前号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

4| 調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質(令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前三項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもつて、前三項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

5| 第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地(第一項第二号ただし書に規定

2| 調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもつて、同項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

3| 第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地(第一項第一号ただし書に規定する場合にあっては、当

する場合にあつては、九百メートル格子内の調査対象地。以下この項及び第十四条の二第二項において同じ。）の区域を当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(削る)

(削る)

6|| 第三項第七号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は

該九百メートル格子内の調査対象地。以下この項及び第十四条の二第二項において同じ。）の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一|| 第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画（第一項第一号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第十四条の二第一項第一号において同じ。）の区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二|| 三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地内でない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）の中心において第一項第二号から第四号までの規定により第二種特定有害物質に係る試料採取等を行った結果、同号の測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものである場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

(新規)

土壌含有量基準に適合しないものときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める単位区画について、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- 一 自然由来盛土等に使用した土壌がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該測定に係る単位区画を含む三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画
- 二 自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にある単位区画について試料採取等の対象とした場合 自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

7II

前項の規定にかかわらず、第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は第四項の試料採取等において当該測定若しくは試料採取等に係るいずれかの単位区画（第一項第二号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第十四条の二第一項第一号において同じ。）の土地の土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。

- 一 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき 土壌溶

（新規）

出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

二 土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

三 土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（第五号を掲げるときを除く。） 土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

四 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

五 第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

8|| 第五項の規定にかかわらず、三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にな
い場合にあつては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に
係る単位区画のうちいずれか一区画）の中心（当該単位区画の中
心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該単位区画に
おける調査対象地内の任意の地点。以下この項及び次項において
同じ。）において第一項第四号から第六号までの規定により第二

（新規）

種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）に係る試料採取等を行った結果、測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該各号に定める単位区画とみなすことができる。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第一項第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができる。

一 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

二 土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適合しなかったとき 土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

三 土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（第五号に掲げるときを除く。） 土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

四 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき（

第六号に掲げるときを除く。） 土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

五 第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壤含有量基準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壤含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

六 第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合なかったとき 第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

9] 第一項第四号、第三項第四号又は前項の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地又は自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点において行うこれらの規定の土壤の採取をもって、これらの規定の土壤の採取に代えることができる。

(第三条第六項第二号に掲げる場合の公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壤汚染状況調査)

第十条の三 第三条第六項第二号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

4] 第一項第二号又は前項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第二号の土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壤の採取をもって、同号に規定する土壤の採取に代えることができる。

(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壤汚染状況調査に係る特例)

第十条の三 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり

一 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土壤汚染状況調査の対象地を区画すること。

二 調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地のうち第三条第六項第二号に係る対象地（以下この条、第十三条の二及び第十四条の二において「調査対象地」という。）の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項に規定する命令又は同条第二項の規定により土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形状変更深さより一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる埋立て又は干拓の事業により造成された土壤の層（以下「埋立層等」という。）の位置があるときは、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

イ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合
当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

、かつ、調査対象地の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

（新規）

一 調査実施者は、調査対象地の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。

イ 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次
の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1) 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合
合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2) 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合
合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画

ロ 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

ロ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合
当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画の
うちいずれか一区画

三 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた
単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内に
ない場合にあつては、当該単位区画における調査対象地内の任
意の地点。以下この号及び第三項において同じ。）において次
のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める
土壌の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは第四
条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査
を行う場合であり、かつ、当該土壌が前号に規定する三十メー
トル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深
さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌
の採取を行わないことができること。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するお
それがあると認められる埋立層等の位置が明らかでない場合
次に掲げる土壌

- (1) 表層の土壌（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質
又は第三種特定有害物質である場合においては、表層の土
壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまで

(1) 三十メートル格子内にある単位区画の数が六以上である
場合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいず
れか五区画

(2) 三十メートル格子内にある単位区画の数が五以下である
場合 当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた
単位区画の中心において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応
じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

イ 前号イに該当する場合 次に掲げる土壌

- (1) 表層の土壌

の土壤)

(2)・(3) (略)

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壤が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかである場合この号イ(1)から(3)までに掲げる土壤のうち当該埋立層等内の土壤(この号イ(1)から(3)までに掲げる土壤が当該埋立層等内にない場合にあつては、当該埋立層等内の任意の位置の土壤)

四 前号イ(1)(試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第

三種特定有害物質である場合に限る。)の規定により土壤を採取した場合にあつては、採取された表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。

(削る)

五 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土

(2)・(3) (略)

ロ 前号ロに該当する場合 次に掲げる土壤

- (1) 表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤
- (2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤(地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。)
- (3) 帯水層の底面の土壤(地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。)

三 前号(同号ロ(1)に係る部分に限る。)の規定により土壤を採

取した場合にあつては、採取された表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。

四 第一号(同号ロに係る部分に限る。)の規定により三十メー

トル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等の対象とされた単位区画である場合にあつては、当該二以上の単位区画に係る第二号ロの規定により採取された土壤(前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壤)を第二号ロに掲げる土壤ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

五 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土

壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

2 前項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

3 第一項第三号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点において行う同号の土壤の採取をもって、同号に規定する土壤の採取に代えることができる。

(土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略)

第十一条 調査実施者は、第三条から第八条まで及び前三条の規定にかかわらず、これらの規定による土壤汚染状況調査の対象地の

壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

2 前項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第九条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

3 第一項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壤の採取をもって、同号に規定する土壤の採取に代えることができる。

(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略)

第十一条 調査実施者は、第三条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、

土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 前項の規定により土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、土壌汚染状況調査の対象地の区域を、当該試料採取等対象物質（調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であつて、第三条第一項の規定による土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、全ての特定有害物質）について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例）

第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第三条の二第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における

試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

2 前項の規定により調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質（調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であつて、第三条第一項の規定による調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、特定有害物質。以下この項において同じ。）について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例）

第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第三条第六項第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心（同条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における

任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。この場合において、同項中「前項に規定する検出範囲」とあるのは、「試料採取等を行う区画」と読み替えるものとする。

3 (略)

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

第十三条 調査実施者は、第三条第六項第三号に掲げる場合において、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域(全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第十三条の二 調査実施者は、第三条第六項第二号に掲げる場合において、第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。

3 (略)

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

第十三条 調査実施者は、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域(すべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第十三条の二 調査実施者は、第三条第一項の規定により把握した情報により、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地が当該造成時の水面埋立て用材料に含まれる特定有害物質によ

- 2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三十五条第一項第三号を除き、以下同じ。）が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められるものにあつては、土壤溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（試料採取等の省略）

第十四条 （略）

- 2 前項第一号の規定により試料採取等を行わなかったときにあつては、試料採取等を行わなかつた代表地点に係る検出範囲の区域（次に掲げる単位区画及び全ての区域が第三条の二第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。この項において同じ

つて汚染されているおそれがあると認められるときは、第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

- 2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるものにあつては、土壤溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（試料採取等の省略）

第十四条 （略）

- 2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及びすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量

。又は前項第二号若しくは第三号の規定により試料採取等を行わなかったときにあっては、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が前項第二号又は第三号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 (略)

二 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査(第四条第三項第二号の規定による試料採取等区画に係るものを除く。)において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった単位区画

三 第四条第三項第二号イの規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画

四 第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区画に係る土

基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 (略)

二 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査(第四条第三項(同項第二号ロに係る部分に限る。)の規定による試料採取等区画に係るものを除く。)において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった単位区画

三 第四条第三項(同項第二号イに係る部分に限る。)の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画

四 第四条第三項(同項第二号ロに係る部分に限る。)の規定に

壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画

五 (略)

第十四条の二 調査実施者は、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

一 第十条の二第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

二 (略)

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地又は自然由来盛土等に係る調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準（第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の測定を行った場合にあって

る試料採取等区画に係る土壤溶出量調査又は土壤含有量調査において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画

五 (略)

第十四条の二 調査実施者は、第十条の二第一項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

一 第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

二 (略)

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準（第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の測定を行った場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壤含有量

は、第二溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が前項各号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該各号に掲げる測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 第十条の二第一項第六号若しくは同条第三項第七号の測定又は同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が全て土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が全て土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にある全ての単位区画

（法施行前に行われた調査の結果の利用）

第十五条 土壤汚染状況調査の対象地において、法の施行前に第六条から第八条まで又は第十条から第十条の三までの規定による試料採取等と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態を把握

基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

（法施行前に行われた調査の結果の利用）

第十五条 調査対象地において、法の施行前に第六条から第八条まで及び第十条又は第十条の二第一項若しくは第十条の三第一項の規定による試料採取等と同等程度に土壤の特定有害物質による汚

できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第十六条 (略)

2| 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であつた土地及び同項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

3| 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限る、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。

一・二 (略)

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であつた土地(鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)

染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第十六条 (略)

(新規)

2| 都道府県知事は、前項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限る、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。

一・二 (略)

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であつた土地(鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)

鉱山関係の土地」という。)であること。

4| (略)

5| 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により都道府県知事に届け出なければならぬ。

(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出)

第十九条 (略)

2| 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であつた土地及び同項ただし書の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所)

第二十条 法第三条第六項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第一項第三号の土地の場所について行うものとする。

(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出)

第二十一条の二 法第三条第七項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

)であること。

3| (略)

4| 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により届け出なければならない。

(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出)

第十九条 (略)

(新規)

(法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所)

第二十条 法第三条第六項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第三号の土地の場所について行うものとする。

(新規)

2 前項の届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない。

第二十一条の三 法第三条第七項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 四 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第二十一条の四 法第三条第七項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 対象となる土地の面積が九百平方メートル未満の土地の形質の変更
- 二 対象となる土地の面積が九百平方メートル以上の土地の形質の変更であつて、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係

(新規)

(新規)

の土地において行われる土地の形質の変更

イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。

(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壌汚染状況調査の命令)

第二十一条の五 法第三条第八項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第三条第八項の規定による土壌汚染状況調査の対象となる土地の場所

二 法第三条第八項の命令に係る報告を行うべき期限

(法第三条第八項の命令に係る報告)

第二十一条の六 法第三条第八項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 法第三条第八項の命令を受けた年月日

(新規)

(新規)

-
- 三 土壤汚染状況調査を行った場所
 - 四 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - 五 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - 六 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項
 - 七 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
 - 八 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- 2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならぬ。
-

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出)

第二十三條 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

二 (略)

第二十四條 (略)

一・二 (略)

(土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。

(土地の形質の変更の届出)

第二十三條 (略)

2 前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）をしようとする場所を明らかにした図面

二 (略)

第二十四條 (略)

一・二 (略)

三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第一項本文の報告を受けた土地を除く。）にあつては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）
第二十五条 法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 （略）

五 都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

三 土地の形質の変更の規模

（新規）

（土地の形質の変更の届出を要しない行為）
第二十五条 法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 （略）

（新規）

(法第四条第二項の調査の結果の提出)

第二十五条の三 法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載

した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土壤汚染状況調査を行った場所

三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項

六 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

八 土地の形質の変更をしようとする者が土壤汚染状況調査に係

(新規)

る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 (略)

一～三 (略)

四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

五 (略)

(法第四条第一項の届出に係る土地における土壤汚染状況調査の命令)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 (略)

一～三 (略)

四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設(特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。)に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

五 (略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令)

第二十七条 法第四条第三項の命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 (略)

二 法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限

(法第四条第三項の命令に係る報告)

第二十七条の二 法第四条第三項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第四条第三項の命令を受けた年月日

三 土壤汚染状況調査を行った場所

四 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六 土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該

第二十七条 法第四条第三項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 (略)

二 法第四条第三項の規定による報告を行うべき期限

(新規)

試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項

七 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

八 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(法第五条第一項の命令に係る報告)

第三十条の二 法第五条第一項の命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した様式第八による報告書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第五条第一項の命令を受けた年月日

三 土壤汚染状況調査を行った場所

四 土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特

(新規)

定有害物質の種類

五 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項

六 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の報告書には、土壤汚染状況調査の対象地の土壤の定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

(区域の指定に係る基準)

第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する定有害物質の量に関するものは、定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第四の上欄に掲げる定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に含まれる定有害物質の量に関するものは、定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が

(区域の指定に係る基準)

第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する定有害物質の量に関するものは、定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第三の上欄に掲げる定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に含まれる定有害物質の量に関するものは、定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が

、別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

(要措置区域の指定の公示)

第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置(法第七条第一項第一号に規定する指示措置をいう。以下同じ。)(法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた実施措置(法第七条第一項第一号に規定する実施措置をいう。以下同じ。))を明示して、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一〜三 (略)

(汚染除去等計画の作成及び提出の指示)

第三十三条 法第七条第一項本文に規定する指示は、書面により行

、別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

(要措置区域の指定の公示)

第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置(法第七条第三項に規定する指示措置をいう。)(法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等(法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。))を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一〜三 (略)

(要措置区域内の土地の所有者等に対する指示)

第三十三条 法第七条第一項本文に規定する指示は、次に掲げる事

うものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項)

第三十四条 法第七条第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき要措置区域の場所
- 二 汚染除去等計画（法第七条第一項に規定する汚染除去等計画をいう。以下同じ。）を提出すべき期限

項を記載した書面により行うものとする。

一 汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき土地の場所

二 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由

三 汚染の除去等の措置を講ずべき期限

2 前項第一号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壤又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

3 第一項第三号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

(土壤汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第三十四条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定

2 法第七条第一項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所、当該要措置区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態、当該要措置区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

3 第一項第一号の要措置区域の場所は、当該要措置区域若しくはその周辺の土地の土壤又は当該要措置区域若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。

4 第一項第二号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壤のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

(土壤汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第三十五条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者に対して行

する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の埋立処分

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十条第二項第四号に規定する基準に従ってする同法第三条第六号に規定する廃棄物の排出

2 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壤の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。

3 前条の規定は、法第七条第一項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第三項中「当該土地の所有者等」とあるのは、「当該土壤汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。

(指示事項)

第三十五条 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。

うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の埋立処分

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十条第二項第四号に規定する基準に従ってする同法第三条第六号に規定する廃棄物の排出

2 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。

3 前二条の規定は、法第七条第一項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第二項中「当該措置区域内の土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。

（指示措置及び指示措置と同等以上の効果を有すると認められる

（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等

汚染の除去等の措置

第三十六条 指示措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

2 都道府県知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、法第七条第一項の規定により当該措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、前項の規定にかかわらず、当該措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない場合にあつては別表第六の一の項に規定する地下水の水質の測定、当該措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない場合にあつては同表の七の項に規定する立入禁止を示すものとする。

3 法第七条第一項第一号の環境省令で定める指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

(汚染除去等計画の記載事項)

第三十六条の二 法第七条第一項第三号の環境省令で定める事項は

の措置

第三十六条 法第七条第三項の環境省令で定める汚染の除去等の措置は、別表第五の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

(新規)

-
- 、次のとおりとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地
 - 三 実施措置を選択した理由
 - 四 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあつては、土壌その他の試料の採取を行った地点並びに日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - 五 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - 六 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区
-

域内の帯水層に接する場合にあっては、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流出（以下「飛散等」という。）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置

七 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措置

八 実施措置の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十 土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係

十一 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を把握するための土壌溶出量調査及び土壌含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壌の使用方法

十二 要措置区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び当該汚染土壌の使用方法

十三 別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、そ

れぞれ同表の中欄に定める事項

(汚染除去等計画の提出)

第三十六条の三 法第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、様式第九による汚染除去等計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあつては、汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(新規)

(軽微な変更)

第三十六条の四 法第七条第三項の環境省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 実施措置の着手予定時期の変更
- 二 実施措置の完了予定時期に係る変更であつて、法第七条第一項本文の規定により都道府県知事が示した措置を講ずべき期限までのもの
- 三 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置であつて、当該措置と同等以上の効果を有するもの
- 四 別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項に係る変更

(変更後の汚染除去等計画の提出)

第三十七条 法第七条第三項の変更後の汚染除去等計画の提出は、変更後の同条第一項各号に掲げる事項を記載した様式第九による計画を提出して行うものとする。

(実施措置を講ずべき旨の命令)

第三十八条 法第七条第四項の命令は、相当の履行期限を定めて、

(新規)

(新規)

(指示措置等を講ずべき旨の命令)

第三十七条 法第七条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を

書面により行うものとする。

(実施措置に係る技術的基準)

第三十九条 法第七条第四項の実施措置に関する技術的基準は、次条及び第四十一条に定めるところによる。

(削る)

(実施措置の実施の方法)

第四十条 別表第六の一の項に規定する地下水の水質の測定、同表の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表の三の項に規定する遮断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壤入換え並びに同表の九の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第八に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置を講じるものとする。

一 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区

定めて、書面により行うものとする。

(指示措置等に関する技術的基準)

第三十八条 法第七条第六項の指示措置等に関する技術的基準は、次条から第四十二条までに定めるところによる。

(汚染の除去等の措置)

第三十九条 別表第五の上欄に掲げる土地において講ずべき汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

(措置の実施の方法)

第四十条 別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、同表の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表の三の項に規定する遮断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壤入換え並びに同表の九の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第六に定めるところによる。

(新規)

域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合していること。

二 前号に定めるもののほか、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

三 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあっては、環境大臣が定める方法により当該土壤の特定有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。

四 要措置区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(廃棄物埋立護岸において造成された土地における実施措置)

第四十一条 次に掲げる基準に従い港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であつて、同条第一項に規定する港湾管理者が管理するものについては、実施措置が講じられている土地とみなす。

一・二 (略)

(廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の除去等の措置)

第四十一条 次に掲げる基準に従い港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であつて、同法第二条第一項に規定する港湾管理者が管理するものについては、前二条に定める汚染の除去等の措置が講じられている土地とみなす。

一・二 (略)

(実施措置を講ずべき旨の命令)

第四十二条 法第七条第八項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(工事完了の報告及び実施措置完了の報告に係る手続)

第四十二条の二 法第七条第九項の報告は、次項から第四項までに定めるところにより行うものとする。

2 次の各号に掲げる措置の実施が完了した場合において、様式第十による報告書を提出して行うものとする。

- 一 別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

(担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置)

第四十二条 都道府県知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であつて、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、法第七条第二項の規定により当該措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、第三十九条及び第四十条の規定にかかわらず、当該措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない場合にあつては別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、当該措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない場合にあつては同表の七の項に規定する立入禁止を示すものとする。

(新規)

-
- 二 別表第八の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合
 - 三 別表第八の四の項の地下水汚染の拡大の防止に係る措置の実施のうち、同項下欄第二号に掲げる透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止のイからハまでの実施が完了した場合
 - 四 別表第六の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域において実施措置を講じた場合であり、別表第八の五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了した場合又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまでの実施が完了した場合
 - 五 別表第八の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合
 - 六 別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの実施が完了した場合又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了した場合
- 3 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 要措置区域の所在地
-

-
- 三 実施措置の種類
 - 四 実施措置の着手時期及び前項各号に掲げる措置の実施が完了した時期
 - 五 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - 六 第三十六条の四第三号に規定する軽微な変更を行った場合にあつては、変更後の基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講じた措置
 - 七 別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める工事完了の報告事項
 - 四 実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合において、次に掲げる事項を記載した様式第十一による報告書を提出して行うものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 要措置区域の所在地
 - 三 実施措置の種類
-

四 実施措置の着手時期及び実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期

五 別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める実施措置完了の報告事項

5 前二項の報告書には、実施措置が講じられた要措置区域の場所及び実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面を添付しなければならぬ。

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ・ハ (略)

二 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであつて、次のいずれにも該当すること。

イ 基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

ロ 掘削に当たつて水等を用いる場合にあつては、当該水等に

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ・ハ (略)

(新規)

より基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

三 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

四 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

イ 別表第六の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水の水質の測定が講じられているもの

ロ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ハ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適

二 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

三 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

イ 別表第五の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水の水質の測定が講じられているもの

ロ 別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第六の二の項の下欄に掲げる原位置封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）

ハ 別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適

合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、遮
水工封じ込めが講じられているもの(別表第八の三の項の遮
水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチ
までの実施が完了しているものに限る。)

ニ 別表第六の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該
当する要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じ
られているもの

ホ 土壌汚染の除去が講じられている要措置区域(別表第八の
五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄
第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニ
までの実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる原位
置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了し
ているものに限る。)

ヘ 別表第六の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げ
る土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌
の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適
合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、遮
断工封じ込めが講じられているもの(別表第八の六の項の遮
断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチ
までの実施が完了しているものに限る。)

ト 別表第六の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地(同表の
一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有

合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、遮
水工封じ込めが講じられているもの(別表第六の三の項の下
欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外
の工程が完了しているものに限る。)

ニ 別表第五の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該
当する要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じ
られているもの

ホ 土壌汚染の除去が講じられている要措置区域(別表第六の
五の項の下欄第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除
去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているもの、又
は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去に係る工程
のうち、ハ以外の工程が完了しているものに限る。)

ヘ 別表第五の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げ
る土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌
の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適
合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、遮
断工封じ込めが講じられているもの(別表第六の六の項の下
欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、チ及びリ以外
の工程が完了しているものに限る。)

ト 別表第五の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地(同表の
一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有

害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの(別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。)

(土地の形質の変更の例外)

第四十三条の二 一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域において、一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壤が当該他の要措置区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第四十四条 第四十三条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二による申請書を提出しなければならない。

一～五 (略)

害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの(別表第六の七の項の下欄第一号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。)

(新規)

第四十四条 前条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を提出しなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第四十三条第一号口の確認をするものとする。

4 都道府県知事は、第四十三条第一号口の確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 都道府県知事は、第四十三条第一号口の確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第四十五条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十三による申請書を提出しなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第一号口の確認をするものとする。

4 都道府県知事は、前条第一号口の確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 都道府県知事は、前条第一号口の確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第四十五条 第四十三条第二号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八による申請書を提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる実施措置を含む。次号を除き、以下この条において同じ。)を行う要措置区域の所在地

三〇六 (略)

- 七 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

- 八 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

2 (略)

- 3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第三号の確認をするものとする。

- 一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること。

- 二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していること。

三 (略)

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

- 第四十六条 第四十三条第四号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四による申請書を提出しなければ

一 (略)

- 二 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる指示措置等を含む。次号を除き、以下この条において同じ。)を行う要措置区域の所在地

三〇六 (略)

(新規)

(新規)

2 (略)

- 3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第二号の確認をするものとする。

- 一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること。

- 二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していること。

三 (略)

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

- 第四十六条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九による申請書を提出しなければ

ならない。

一〇六 (略)

七 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている

実施措置

八 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更(当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第三号、第四十八条第二項第五号、第四十九条第一項第六号、第五十一条第一項第十号、第五十二条の二第二項第三号及び第五十二条の四第一項第七号において同じ。)をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土地の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

ならない。

一〇六 (略)

七 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている

汚染の除去等の措置

(新規)

(新規)

(新規)

2|| 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面

二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

3| 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十三条第四号の確認をするものとする。

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当

(新規)

2| 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、同条第三号の確認をするものとする。

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当

該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第十号から第十三号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)
第四十八条 法第十二条第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 四 (略)

五 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)
第四十八条 法第十二条第一項の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 四 (略)

(新規)

六 自然由来等形質変更時要届出区域（法第十八条第二項に規定

（新規）

する自然由来等形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）から搬出された自然由来等土壌（同項に規定する自然由来等土壌をいう。以下同じ。）を使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類
ロ 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

ハ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用することについての当該土地の所有者等の同意書

三

別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五

（新規）

の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあつては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第四十九条 (略)

一〜三 (略)

四 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

五 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

六 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

七 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあつては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

2 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壤

第四十九条 (略)

一〜三 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあつては、土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(施行管理方針の確認の申請)

第四十九条の二 法第十二条第一項第一号の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第十六による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第十二条第一項第一号の土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（以下「施行管理方針」という。）の確認に係る形質変更所要届出区域の所在地
- 三 次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分並びに当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法
- 四 土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の方法
- 五 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応

(新規)

応方法

六 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

七 前各号に掲げるもののほか、土地の所有者等が自主的に実施する事項その他都道府県知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一 施行管理方針の確認に係る土地の周辺の地図

二 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面

三 施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十九条の五に規定する要件に該当することを証する書類

四 施行管理方針の確認に係る土地を次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面

五 申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であることを証する書類

六 施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

(施行管理方針に係る基準)

第四十九条の三 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準

(新規)

のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。

一 施行管理方針の確認に係る土地を次号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分すること。

二 次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる施行方法とすること。

<p>一 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が自然に由来する土地</p>		<p>人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号に掲げる土地</p>	<p>土地の土壌の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地</p>	<p>第五十三条第二号から第四号までに定める基準に適合する施行方法</p>	<p>土地の形質の変更の施行方法</p>
--	--	---	---	---------------------------------------	----------------------

<p>二 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物</p>	
<p>第三條の二第二号に掲げる土地</p>	<p>第三條の二第二号に掲げる土地</p>
<p>第五十三條第一号の環境大臣が定める基準に適合する施行方法及び第五十三條第二号から第四号までに定める基準に適合する施行方法</p>	<p>第五十三條第二号から第四号までに定める基準に適合する施行方法</p>

質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）の土壌に由来する土地であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合する土地

<p>三 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が大正十一年四月十日から公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（二の項を除く。）の土壌に由来する土地</p>	<p>人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地</p>	<p>第五十三条第一号口の環境大臣が定める基準に適合する施行方法及び第五十三条第二号から第四号までに定める基準に適合する施行方法</p>
<p>四 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が大正十一年四月九日以前に埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地の土壌に由来する土地</p>	<p>人為等に由来するおそれがない土地又は第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地</p>	<p>第五十三条各号に定める基準に適合する施行方法</p>

2

法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の管理に関する方針の基準は、次のとおりとする。

- 一 土地の形質の変更（第五十条に定める土地の形質の変更を除く。以下この号において同じ。）を行う者は、次に掲げる事項を記録し、土地の所有者等は、当該記録をその作成の日から五

年間保存すること。

イ 土地の形質の変更の種類

ロ 土地の形質の変更の場所

ハ 土地の形質の変更の施行方法

ニ 土地の形質の変更の着手日及び完了日（土地の形質の変更を施行中である場合にあつては完了予定日）

ホ 土地の形質の変更の範囲及び深さ

ヘ 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合には、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置

ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態

（汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものに係る要件）

第四十九条の四 法第十二条第一項第一号イの環境省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれに

（新規）

も該当すると認められること。

イ 施行管理方針の確認に係る土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）であること。

ロ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。

ハ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

ニ 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来するおそれがない土地、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがない土地であつて、第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地又は土壤汚染状況調査若しくは第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

二 施行管理方針の確認に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 水面埋立てに用いられた土砂が次のいずれかに該当すること。

(1) 大正十一年四月十日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であつて、当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。

(2) 大正十一年四月九日以前に水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始されたことが明らかでない土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であつて、当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂であること。

(3) (1)又は(2)の土地と隣接する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）であつて、(1)又は(2)の事業と同一の事業により造成が開始された土地における当該(1)又は(2)の造成時の水面埋立てに用いられた土砂と同一の土砂であること。

ロ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地、第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地又は土壌汚染状況調査若しくは第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

(法第十二条第一項第一号口の環境省令で定める要件)

第四十九条の五 法第十二条第一項第一号口の環境省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業専用地域（港湾法第三十九条の規定により指定された分區であつて、同法第四十条の条例により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）別表第二（わ）に掲げる建築物を建設することができることが定められている区域を除く。）又は港湾法第三十九条第三項の工業港区（都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域である区域を除く。）であつて、同法第四十条の条例により建築基準法第四十八条第十三項に定める同法別表第二（わ）に掲げる建築物を建設してはならないことが定められている区域（以下「工業専用地域等」という。）であること。
- 二 施行管理方針の確認に係る土地から海域までの間の地下水の下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第五十条 法第十二条第一項第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為

(新規)

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第五十条 法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為

イ〜ハ (略)

二 他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更
更に自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を
、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該自然
由来等形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこ
と又は一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数
の形質変更時要届出区域において、他の形質変更時要届
出区域内の土地の形質の変更に一の形質変更時要届出区域か
ら搬出された汚染土壤を、自ら使用し、若しくは他人に使用
させるために、当該形質変更時要届出区域内で土地の形質の
変更を行うこと。

ホ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、
他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更
に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壤
汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要
届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から搬出
された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域内の土地の形質
の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。

二 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土
壤の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために
行うボーリングであつて、次のいずれにも該当すること。

イ 基準不適合土壤又は特定有害物質のボーリング孔への流出

イ〜ハ (略)

(新規)

(新規)

(新規)

を防止するために必要な措置が講じられているもの

ロ 掘削に当たって水等を用いる場合にあつては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

三 土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

2 第四十四条の規定は、前項第一号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3 第四十六条の規定は、第一項第三号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

二 土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

2 第四十四条の規定は、前項第一号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「前条第一号ロ」とあるのは「前項第一号ロ」と、同条第五項中「要措置区域」とあるのは、「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3 第四十六条の規定は、第一項第二号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第七号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、第二項中「同条第三号」とあるのは「第一項第二号」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第五十一条 法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十五による届出書を提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 土地の形質の変更の種類

四 土地の形質の変更の場所

五 土地の形質の変更の施行方法

六・七 (略)

八 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法

九 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

十一 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第五十一条 法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十による届出書を提出して行うものとする。

一・二 (略)

三 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法

(新規)

(新規)

四・五 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

等土壤を使用する場合にあつては、当該自然由来等形質変更時
要届出区域の所在地

2 第四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準
用する。この場合において、同条中「をしようとする」とあるの
は、「をしてしている」と読み替えるものとする。

（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をし
た者の届出）

第五十二条 第四十八条第二項及び第三項並びに前条第一項（第八
号及び第九号を除く。）の規定は、法第十二条第三項の届出につ
いて準用する。この場合において、第四十八条中「をしようとし
る」とあり、及び前条第一項中「変更をしている」とあるのは「
変更をした」と、同項第七号中「完了日又は完了予定日」とある
のは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

（施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届
出）

第五十二条の二 法第十二条第四項の届出は、様式第十七による届
出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ
ならない。

2 第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。こ
の場合において、同条第二項第一号及び第二号中「変更をしよう
とする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとし
る。

（非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をし
た者の届出）

第五十二条 第四十八条第二項及び前条第一項の規定は、法第十二
条第三項の届出について準用する。この場合において、第四十八
条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあり、及
び前条第一項第二号中「変更をしている」とあるのは「変更をし
た」と、同項第五号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完
了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

（新規）

-
- 一 法第十二条第四項の期間の開始の日から当該期間の終了の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - 三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしたときにあつては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - 四 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあつては、次に掲げる書類及び図面
 - イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類
 - ロ 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - ハ 土地の形質の変更をした者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出さ
-

れた自然由来等土壌を使用したことについての当該土地の所有者等の同意書

- 3 第一項の届出書には、施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場合にあつては、当該区域の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

(施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出期間)

第五十二条の三 法第十二条第四項の環境省令で定める期間は、一年とする。

(新規)

(施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出)

第五十二条の四 法第十二条第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

(新規)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 土地の形質の変更を行った形質変更時要届出区域の所在地

三 土地の形質の変更の施行方法

四 土地の形質の変更の着手日

-
- 五 土地の形質の変更の完了日
- 六 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあつては、次条の届出の日及び当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置
- 七 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしたときにあつては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 八 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合にあつては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
- 2 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場合にあつては、その旨、当該土壌の量、当該土壌の移動又は土壌
-

の搬入若しくは土壤の搬出を行った場所並びに第四十条第二項第三号に定める方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出)

第五十二条の五

土地の所有者等は、施行管理方針の確認を受けた土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合は、次に掲げる事項を記載した様式第十八の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地

三 人為等に由来することが確認された土地の場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された土地の場

(新規)

所

四 人為等に由来することが確認された土地の土壤の特定有害物質の種類又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された特定有害物質の種類

五 人為等に由来することが確認された年月日又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された年月日

六 飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合にあつては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置

2 前項の届出書には、土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は基準不適合土壤、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(施行管理方針の変更の届出)

第五十二条の六 土地の所有者等は、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針のうち第四十九条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第十六の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

2 土地の所有者等は、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施

(新規)

行管理方針のうち第四十九条の二第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、様式第十六の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

(施行管理方針の廃止の届出)

第五十二条の七 土地の所有者等は、施行管理方針を廃止しようとするときは、次の掲げる事項を記載した様式第十九の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の所在地

三 施行管理方針を廃止する場所

四 施行管理方針の確認を受けた年月日

五 施行管理方針の廃止予定年月日

六 施行管理方針を廃止する理由

七 施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態

八 施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来する汚染のおそれがある場合にあつては、当該特定有害物質の種類

2 前項の届出書には、法第十二条第四項の期間の開始の日から廃

(新規)

止の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出を受けた場合は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。

(施行管理方針の確認の取消し)

第五十二条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十二条第一項第一号の確認を取り消すことができる。

一 施行管理方針が第四十九条の三の基準に適合しなくなったとき。

二 施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十九条の五に規定する要件に該当しなくなったとき。

三 土地の形質の変更をした者が法第十二条第四項の届出を行わなかったとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消した場合は、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。

(新規)

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第五十三条 法第十二条第五項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

（削る）

一 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。）の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第五十八条第五項第十号又は第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第五十八条第五項第十二号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

第五十三条 法第十二条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。

二 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第五十八条第五項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第五十八条第五項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合

（新規）

三 形質変更時届出区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の形質変更時届出区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

四 土地の形質の変更を行った後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(土地の形質の変更の例外)

第五十三条の二 自然由来等形質変更時届出区域内の自然由来等土壤を他の自然由来等形質変更時届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該自然由来等土壤が当該他の自然由来等形質変更時届出区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

2 一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時届出区域の間において、一の形質変更時届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該汚染土壤が当該他の形質変更時届出区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

(新規)

三 土地の形質の変更を行った後、法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(新規)

(指定の申請)

第五十四条 法第十四条第一項の申請は、様式第二十による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条 (略)

一～三 (略)

四 申請に係る調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七十七条の登録を受けた者の氏名又は名称

五 (略)

第五十六条 (略)

一・二 (略)

三 申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

四・五 (略)

第五十七条 法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第二十一による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指定の申請)

第五十四条 法第十四条第一項の申請は、様式第十一による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条 (略)

一～三 (略)

四 申請に係る調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七十七条の登録を受けた者の氏名又は名称

五 (略)

第五十六条 (略)

一・二 (略)

(新規)

三・四 (略)

第五十七条 法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第十二による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(台帳)

第五十八条 (略)

2～4 (略)

5 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第二十二、形質変更時要届出区域にあつては様式第二十三のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあつては、その旨

五 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

六 要措置区域等内の土壤の汚染状態並びに第十一条第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定により土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壤汚染状況調査（法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査

(台帳)

第五十八条 (略)

2～4 (略)

5 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区域にあつては様式第十四のとおりとする。

一～三 (略)

四 法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、その旨

(新規)

五 要措置区域等内の土壤の汚染状態並びに第十一条第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壤汚染状況調査（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。次項第一号

。第七項第一号において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあつては、当該省略をした旨及びその理由

七| 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関（法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称

八| （略）

九| 形質変更時要届出区域であつて法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置

十| 自然由来特例区域（形質変更時要届出区域（自然由来盛土等に使用した土壤がある区域を含む。）であつて当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）をいう。）にあつては、その旨（自然由来盛土等に使用した土壤がある区域である場合にあつては、その旨を含む。）

十一| 埋立地特例区域（形質変更時要届出区域であつて、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染

において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、当該省略をした旨及びその理由

六| 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称

七| （略）

八| 形質変更時要届出区域であつて法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置

九| 形質変更時要届出区域であつて当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあつては、その旨

十| 形質変更時要届出区域であつて第十三条の二第二項括弧書に規定する土地（当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態

状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであって、次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。)にあっては、その旨

イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)に限る。)であつて、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

ロ 土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であつて、第三条の二第一号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壤汚染状況調査その他第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないとして認められるもの

十二 埋立地管理区域(形質変更時要届出区域であつて、当該形

が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)のものにあっては、その旨

(新規)

(新規)

十一 次に掲げる土地の形質変更時要届出区域であつて公有水面

質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次の要件のいずれにも該当すると認められるものをいう。）にあつては、その旨

イ 工業専用地域内にある土地

ロ (略)

十三 臨海部特例区域（形質変更時要届出区域であつて、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針の確認に係る土地の区域をいう。第七項第五号において同じ。）にあつては、その旨

十四 (略)

6 (略)

一 指定解除要措置区域等に関する前項各号までの事項

二 〇四 (略)

7 要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

二 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル

埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地のものにあつては、その旨

イ 工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下この号において同じ。）内にある土地

ロ (略)

(新規)

十二 (略)

6 (略)

一 指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第十二号までの事項

二 〇四 (略)

7 要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面

(新規)

を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面

三 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

四 汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

五 臨海部特例区域にあつては、次に掲げる図面

イ 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面

ロ 施行管理方針の確認に係る土地を第四十九条の三第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面

ハ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合にあつては、土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面

(新規)

二 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面

(新規)

二 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行つた場合であり、第五十二条の第二第三項の規定により図面を添付したときは、当該区域の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

六 土地の形質の変更を行つた場合にあつては、実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

七 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた場合であつて、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあつては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

八 法第十六条第一項の調査（第六十条第一項第三号において「認定調査」という。）を行つた場合にあつては、土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

九（略）

8 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面及び書類は、次のとおりとする。

一 指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面及び書

（新規）

（新規）

（新規）

三（略）

8 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一 指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第三号までの

類

- 二 指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面及び書類
- 三 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

9

台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 要措置区域等の指定に係る土壤汚染状況調査の土壤その他の試料の分析の結果

- 二 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な方法により、要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果

- 三 土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあつては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤その他の試料の分析の結果

- 四 要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該

図面

- 二 指定解除要措置区域等の範囲を明示した図面

(新規)

(新規)

搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の分析の結果その他の調査の結果に関する事項

五 法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針

10 帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があったときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(搬出しようとする土壌の調査)

第五十九条 (略)

一 要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法(次項、次条並びに第六十条第一項第四号及び第三項第一号において「掘削前調査の方法」という。)

二 要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後当該掘削した土壌を調査する方法(次項、第五十九条の三並びに第六十条第一項第五号及び第三項第二号において「掘削後調査の方法」という。)

2 掘削前調査の方法は次条に定めるとおりとし、掘削後調査の方法は第五十九条の三に定めるとおりとする。

9 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(搬出しようとする土壌の調査)

第五十九条 (略)

一 要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法(次項並びに次条第一項第四号及び第二項第一号において「掘削前調査の方法」という。)

二 要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後当該掘削した土壌を調査する方法(第三項並びに次条第一項第五号及び第二項第二号において「掘削後調査の方法」という。)

2 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 土壌の掘削の対象となる土地の区域(以下「掘削対象地」という。)について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握すること。

二 前号の規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類（同号の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質（令第一条第二十五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。以下この条において同じ。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）ごとに次に掲げる区分に分類すること。

イ 掘削対象地が浄化等済土壌（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第十七号イに規定する浄化等済土壌をいう。）又は法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壌により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地

ロ 掘削対象地が基準不適合土壌以外の土壌（イの土壌を除く。）により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

ハ イ及びロに掲げる土地以外の土地

三 掘削対象地を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項（第五条の規定により調査対象地を区画した場合にあっては同条）及び第二項の規定に基づき調査対象地を区画した単位区画（申請に係る調査にあつ

ては、第四条第一項及び第二項に準じて調査対象地を区画した単位区画)に区画する方法により区画すること。

四 前号の規定により区画された掘削対象地(以下「掘削対象単位区画」という。)について、次に定めるところにより、試料採取等の対象とすること。

イ 第二号ハに掲げる土地(掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。)を含む掘削対象単位区画

ロ 第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものを含む掘削対象単位区画(イに掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。)がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める掘削対象単位区画

- (1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前号の規定により掘削対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分(以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。)にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか一区画(当該掘削対象三十メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画が

ある場合にあつては、当該掘削前調査一部対象単位区画)

(2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める掘削対象単位区画

(イ) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が六以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうち五区画

(ロ) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が五以下である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位区画

五 前号の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心(当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点)において、次の土壌の採取を行うこと。

イ 表層の土壌

ロ 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

ハ 地表から深さ五十センチメートルの土壌

ニ 深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壌

-
- ホ 帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。）
- ヘ 掘削の対象となる部分の深さの土壌
- ト 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置であり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあつては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌
- チ 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であつて、当該地層の厚さがメートル未満である場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）
- 六 前号イ及びロの規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。
- 七 第四号（同号ロ(2)に係る部分に限る。）の規定により掘削対象三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあつては、当該二以上の掘削対象単位区画に係る第五号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混
-

合された土壌)を第五号イからチまでに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

八 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌(第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び第五号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあっては地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに同号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。)に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌(地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに第五号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。)に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

九 第四号(同号ロに係る部分に限る。)の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前号の測定において、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶

(削る)

出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画において、第五号、第六号及び前号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定することができること。

3||

掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号及び第二号に定めるところにより、掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該掘削対象地を特定有害物質の種類ごとに同号イからハマまでに掲げる区分に分類すること。

二 掘削対象地を、前項第三号に定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壌の掘削の対象となる部分の深さまで一メートルごとの土壌を掘削すること。

三 前号の規定により掘削した土壌が混合するおそれのないように、百立方メートル以下ごと（掘削対象地を含む措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第二項の規定に基づき隣接する単位区画を一の単位区画とした場合（申請に係る調査にあつては、同項に準じて隣接する単位区画を一の単位区画と

した場合)にあつては、百三十立方メートル以下(ごと)に区分すること。

四 前号の規定により区分されたそれぞれの土壤(以下「ロット」という。)について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とすること。

イ 前項第二号ハに掲げる土地(掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。)の土壤を含むロット

ロ 前項第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものの土壤を含むロット(イに掲げるロットを除く。以下「一部対象ロット」という。)がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるロット

(1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか一の一部対象ロット

(2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める一部対象ロット

(イ) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットの数が六以上である場合 当該掘削対象三十

メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか五の一部対象ロット

(ロ) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットの数が五以下である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのすべての一部対象ロット

五 前号の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分(当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分)において掘削直後に、任意の五点の土壌を採取すること。

六 前号の規定により採取された五点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。

七 第四号(同号ロ(2)に係る部分に限る。)の規定により掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうち二以上の一部対象ロットが試料採取等の対象とされた一部対象ロットである場合にあつては、当該二以上の一部対象ロットに係る前号の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

八 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌(第一種特定有害物に係る測定を行う場合にあつては、第五号の規定により採取された五点の土壌のうち任意の一点の土壌)に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第

(掘削前調査の方法)

第五十九条の二 指定調査機関は、掘削対象地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

2 指定調査機関は、前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。

- 一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る土壌汚染状況調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質の種類について、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合 当該特定有害物質の種類
- 二 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれが生じたと認め

六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

(新規)

られる場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該特定有害物質の種類

三 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等外から搬入された土壌により、当該要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは土壌含有量基準に適合していないおそれが生じたと認められる場合又は当該要措置区域等外から土壌が搬入されたかどうか明らかでない」と認められる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める特定有害物質の種類

イ 掘削対象地を含む要措置区域等に係る土地の所有者等が当該要措置区域等の指定の日から一年ごとに、次に掲げる事項を記載した様式第二十四による届出書に、当該要措置区域等外から土壌が搬入された場合にあつては当該土壌の場所を明らかにした図面を添付して、都道府県知事に届け出た場合
当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないと認められる当該特定有害物質の種類

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 掘削対象地を含む要措置区域等の所在地

(3) 掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日

(4) 掘削対象地を含む要措置区域等外からの土壌の搬入の有

無

(5) 掘削対象地を含む措置区域等外から土壤が搬入された場合にあつては、搬入された年月日、土壤の量並びに第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該要措置区域等に搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

(6) 掘削対象地を含む措置区域等外から搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合する場合にあつては、当該土壤の管理方法
ロ イ以外の場合 全ての特定有害物質（当該掘削対象地を含む措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類、前二号及びこの号イに定める特定有害物質の種類並びに前項の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壤の第三種特定有害物質（令第一条第二十五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壤溶出量基準に適合して
いないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）の種類

3 指定調査機関は、掘削対象地を、当該掘削対象地を含む措置区域等に係る土壤汚染状況調査において第四条第一項（第五条の

規定により土壌汚染状況調査の対象地を区画した場合にあっては同条）及び第二項に基づき土壌汚染状況調査の対象地を区画した単位区画（申請に係る調査にあっては、第四条第一項及び第二項に準じて土壌汚染状況調査の対象地を区画した単位区画）に区画する方法により区画するものとする。

4 指定調査機関は、前項の規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める掘削対象単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 掘削対象地を含む措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類並びに第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 掘削対象単位区画

二 第二項第三号ロに掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める掘削対象単位区画（前項に掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。）

イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前項の規定により掘削対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分

割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。）にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか一区画（当該掘削対象三十メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画がある場合にあっては、当該掘削前調査一部対象単位区画）

ロ 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める掘削対象単位区画

(1) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が六以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか五区画

(2) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が五以下である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にある全ての掘削前調査一部対象単位区画

5 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心（当該掘削対象単位区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、次に掲げる土壤の採取を行うものとする。

- 一 表層の土壤
 - 二 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤
-

-
- 三 地表から深さ五十センチメートルの土壌
 - 四 深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壌
 - 五 帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。）
 - 六 掘削の対象となる部分の深さの土壌
 - 七 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあつては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌
 - 八 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であり、第一号及び第三号から第七号までに掲げる土壌に当該地層が含まれるときは、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）
- 6 指定調査機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める土壌の採取を行わないことができる。
- 一 第二項第三号イの規定により、掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等外から搬入された土壌（土壌の
-

特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものに限る。）について都道府県知事に届け出た場合であり、かつ、当該土壤が適切に管理されている場合

当該土壤（浄化等済土壤（汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イに規定する浄化等済土壤をいう。）、法第十六条第一項の規定による都道府県知事が認めた土壤及び第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により測定した結果、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していると認められる土壤を含む。）

二 土壤汚染状況調査の結果又は別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法による調査の結果、掘削対象地を含む措置区域等内の土地の土壤のうち、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものと認められる土壤があり、かつ、当該土壤が適切に管理されている場合 当該土壤

三 別表第八の五の項に規定する目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を当該措置区域等に設置した施設において浄化し、当該浄化した土壤（当該土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認した場合に限る。）

）で埋め戻した場合であり、かつ、当該埋め戻した土壌が適切に管理されている場合 当該埋め戻した土壌

7 指定調査機関は、前項第一号及び第二号の規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するものとする。

8 指定調査機関は、第四項第二号の規定により掘削対象三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあつては、当該二以上の掘削対象単位区画に係る第五項の規定により採取された土壌（前項に規定する場合には、前項の規定により混合された土壌）を第五項第一号から第八号までに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合するものとする。

9 指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあつては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあつては地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに同項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては

第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌（地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定するものとする。

10 指定調査機関は、第四項第二号の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前項の測定において、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかつたときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内にある掘削対象単位区画において、第五項、第六項及び前項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定することができる。

（掘削後調査の方法）

第五十九条の三 指定調査機関は、前条第一項に定めるところにより、掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれ

（新規）

を推定するために有効な情報を把握し、当該把握した情報により、当該掘削対象地において、同条第二項に定めるところにより、試料採取等の対象とするものとする。

2 指定調査機関は、掘削対象地を、前条第三項に定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壤の掘削の対象となる部分の深さまで一メートルごとの土壤を掘削するものとする。

3 指定調査機関は、前項の規定により掘削した土壤が混合するおそれのないように、百立方メートル以下ごと（掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壤汚染状況調査において第四条第二項の規定により隣接する単位区画を一の単位区画とした場合（申請に係る調査にあつては、同項に準じて隣接する単位区画を一の単位区画とした場合）にあつては、百三十立方メートル以下ごと）に区分するものとする。

4 指定調査機関は、前項の規定により区分されたそれぞれの土壤（以下「ロット」という。）について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とするものとする。

一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質並びに前条第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、当該掘削対象地の土壤を含む全てのロット

二 前条第二項第三号ロに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当

該イ又はロに定めるロット

イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうちいずれか一のロット

ロ 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるロット

(1) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットの数が六以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうちいずれか五のロット

(2) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットの数が五以下である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの全てのロット

5 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分(当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分)において掘削直後に、任意の五点の土壌を採取するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、指定調査機関は、前条第六項各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める土壌の採取を行わないことができる。

7 指定調査機関は、前項の規定により採取された五点の土壌を、

それぞれ同じ重量混合するものとする。

8 指定調査機関は、第四項第二号ロの規定により掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのロットのうち二以上のロットが試料採取等の対象とされたロットである場合にあつては、当該二以上のロットに係る前項の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合するものとする。

9 指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質に係る測定を行う場合にあつては、第五項の規定により採取された五点の土壌のうち任意の一点の土壌）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定するものとする。

（搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定）

第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五による申請書を提出しなければならない。

一・二 （略）

三 認定調査の方法の種類

（搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定）

第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十五による申請書を提出しなければならない。

一・二 （略）

三 法第十六条第一項の調査（以下「認定調査」という。）の方

四〇七 (略)

2 前項の申請書には、認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、次の各号に掲げる調査の方法に依じ、それぞれ当該各号に定める土壤について、法第十六条第一項の認定をするものとする。

一 掘削前調査の方法 第五十九条の二第六項の規定により土壤の採取を行わなかった土壤及び第五十九条の二第五項から第八項までの規定により採取され、若しくは混合された土壤のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壤を同条第九項若しくは第十項の規定により測定した結果、その汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同条第四項の掘削対象単位面内の土壤（当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査その他の調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壤を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壤を採取した深さの位置の部分にあ

法の種類

四〇七 (略)

(新規)

2 都道府県知事は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる調査の方法に依じ、それぞれ当該各号に定める土壤について、法第十六条第一項の認定をするものとする。

一 掘削前調査の方法 前条第二項第五号から第七号までの規定により採取され、又は混合された土壤のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壤を同項第八号又は第九号の規定に基づき測定した結果、その汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同項第四号の掘削対象単位面内の土壤（当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壤を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壤を採取した深さの位置の部分にある土壤を除く。）

る土壤を除く。)

二 掘削後調査の方法 前条第六項の規定により土壤の採取を行わなかった土壤及び同条第九項の測定において同項の測定に係る土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壤に係るロット

(汚染土壤の搬出の届出)

第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第二十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 五 (略)

六 汚染土壤を処理する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者(法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壤処理業者をいう。以下同じ。)に委託したことを証する書類

ロ 汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設に関する法第二十条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証(汚染土壤処理業に関する省令第十七条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第五号ロにおいて同じ。)の写し

七 汚染土壤を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の

二 掘削後調査の方法 前条第三項第八号の測定において同号の測定に係る土壤の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壤に係るロット

(汚染土壤の搬出の届出)

第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 五 (略)

六 汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者(法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壤処理業者をいう。以下同じ。)に委託したことを証する書類

七 汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設に関する法第二十二

変更を使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域（以下「搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第六十五条の二に規定する基準に該当することを証する書類

ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五条の三に規定する基準に該当することを証する書類

ニ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

ホ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更他人に使用させる場合にあつては、その旨を証する書類
汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の

条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第十七条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第六号において同じ。）の写し

（新規）

変更を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

- イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面
- ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

第六十二条 法第十六条第一項第十号の環境省令で定める事項は、

次のとおりとする。

- 一 (略)
- (削る)
- 二 汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日
- 三 五 (略)
- 六 汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 要措置区域等の所在地
 - ロ 処理の完了予定日
- 七 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の

第六十二条 法第十六条第一項第七号の環境省令で定める事項は、

次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 要措置区域等の所在地
- 三 汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日
- 四 六 (略)
- (新規)
- (新規)

変更を使用する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日

八 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地

ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日

(変更の届出)

第六十三条 法第十六条第二項の届出は、様式第二十七による届出書を提出して行うものとする。

2 (略)

(非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出)

第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第二十八による届出書を提出して行うものとする。

一 (略)

(削る)

二 〃八 (略)

九 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称

(新規)

(変更の届出)

第六十三条 法第十六条第二項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。

2 (略)

(非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした場合の届出)

第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。

一 (略)

二 要措置区域等の所在地

三 〃八 (略)

十 汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

十 汚染土壌の運搬の完了予定日

十一～十三 (略)

十四 汚染土壌を処理する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地

ロ 汚染土壌を処理する施設の所在地

ハ 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称

ニ 汚染土壌の処理の完了予定日

十五 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

ロ 搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

ハ 当該土地の形質の変更の完了予定日

十六 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地

ロ 搬出先の要措置区域等の所在地

ハ 当該土地の形質の変更の完了予定日

2 (略)

一～四 (略)

五 汚染土壌の処理を行う場合にあつては、次に掲げる書類

イ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

十一 汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日

十二～十四 (略)

十五 汚染土壌を処理する施設の所在地

(新規)

(新規)

2 (略)

一～四 (略)

五 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

ロ 汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する法第二十二條第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

六 汚染土壌を法第十八條第一項第二号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第六十五條の二に規定する基準に該当することを証する書類

ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五條の三に規定する基準に該当することを証する書類

ニ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五條の四に規定する要件に該当することを証する書類

七 汚染土壌を法第十八條第一項第三号に規定する土地の形質の

六 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二條第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

(新規)

変更を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を搬出先の要措置区域内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を搬出先の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面

ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域であることを証する書類

(運搬に関する基準)

第六十五条 (略)

一〇三 (略)

四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票(汚染土壌処理業に関する省令第五号第二十三号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五号第二十三号の管理票をいう。以下この条において同じ。)を備え付けること。

五〇十一 (略)

(運搬に関する基準)

第六十五条 (略)

一〇三 (略)

四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票(汚染土壌処理業に関する省令第五号第十八号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五号第十八号の管理票をいう。以下この条において同じ。)を備え付けること。

五〇十一 (略)

十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十二号口及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。
十三〜十五 （略）

（自然由来等形質変更時要届出区域に係る処理の委託の例外に関する基準）

第六十五条の二 法第十八条第一項第二号イの環境省令で定める基準は、自然由来等形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類ごとに、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であるものとする。

<p>自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態</p>	<p>搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の汚染状態</p>
<p>土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの</p>	<p>土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの</p>

十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十七号口及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。
十三〜十五 （略）

（新規）

<p>土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの</p>	<p>土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの</p>
<p>土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの</p>	<p>土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの</p>

第六十五条の三 法第十八条第一項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然に由来する場合にあつては、当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地と搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっているものであること。
- 二 自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する場合にあつては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の港湾（漁業の用に供する港湾を含む。以下この号において同じ。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地と搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の港湾内の公有水面の

（新規）

埋立てに係る埋立地が同一の港湾であること。

(自然由来等形質変更時要届出区域に係る要件)

第六十五条の四 法第十八条第二項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当するものとする。

一 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 当該土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）であること。

ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。

ハ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

ニ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがある土地であつて、第三条の二第一号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染状況調査その他第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法に

(新規)

より調査した結果、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来する土地でないこと認められる土地であること。

二 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

イ 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正十一年四月十日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

ロ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であつて、第三条の二第一号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染状況調査その他第三条から第十五条までに定める方法に準じた方

法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないこと認められるものであること。

(管理票の記載事項等)

第六十七条 (略)

2 管理票の様式は、様式第二十九のとおりとする。

(汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第七十四条 法第二十条第六項の届出は、様式第三十による届出書を提出して行うものとする。

(処理受託者の管理票の保存期間)

第七十六条 (略)

(準用)

第七十六条の二 第六十六条から前条までの規定は、汚染土壌を他人に法第十八条第一項第二号又は第三号に規定する土地の形質の変更を使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(管理票の記載事項等)

第六十七条 (略)

2 管理票の様式は、様式第十九のとおりとする。

(汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第七十四条 法第二十条第六項の届出は、様式第二十による届出書を提出して行うものとする。

(処理受託者の管理票の写しの保存期間)

第七十六条 (略)

(新規)

第六十七条第一項第	第六十七條第一項第三号	第六十六條第三号
処理受託者	当該要措置区域等の所在地	運搬受託者（処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者）
土壤使用者	汚染土壤を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地又は汚染土壤を同項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該要措置区域等の所在地	運搬受託者（土壤使用者（法第二十条第九項に規定する土壤使用者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該土壤使用者）

第七十条第三号	第七十条第二号	第七十条第一号	第七十条見出し	第六十七第一項第九号	八号
処理を終了した	処理を担当した	委託	処理受託者	当該委託に係る汚染 土壌の処理を行う汚 染土壌処理施設の名 称及び所在地	
土地の形質の変更を した	土地の形質の変更を した	土地の形質の変更	土壌使用者	汚染土壌を法第十八 条第一項第二号に規 定する土地の形質の 変更を使用する場合 にあつては、当該搬 出先の自然由来等形 質変更時要届出区域 の所在地又は汚染土 壌を同項第三号に規 定する土地の形質の 変更を使用する場合 にあつては、当該搬 出先の要措置区域等 の所在地	

第七十条第四号	処理	土地の形質の変更
第七十一条見出し	処理受託者	土壤使用者
第七十一条	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第七十四条見出し	処理	土地の形質の変更
第七十六条見出し	処理受託者	土壤使用者

(立入検査の身分証明書)

第七十七条 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第三十一のとおりとする。

(権限の委任)

第七十八条 法第五十四条第一項及び第五十六条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、当該権限は、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

別表第一(第三条第二項及び第八条第一項関係)

特定有害物質の種類	分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類(以下「分解生成物」とい
-----------	--------------------------------------

(立入検査の身分証明書)

第七十七条 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

(権限の委任)

第七十八条 法第五十四条第一項及び第五十六条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第五十四条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

(新規)

一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
(略)	(略)
特定有害物質の種類	地下水基準
別表第二(第七条第一項関係)	
四塩化炭素	う。)
一・一―ジクロロエチレン	ジクロロメタン
一・二―ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン
一・一・一―トリクロロエタン	クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン
一・一・二―トリクロロエタン	クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン

シス―一・二―ジク	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
(略)	(略)
特定有害物質の種類	地下水基準
別表第一(第七条第一項関係)	

チレン	下であること。
(略)	(略)

別表第三 (第九条第一項第二号関係)

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
(略)	(略)
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第四 (第三十一条第一項関係)

特定有害物質の種類	要件
(略)	(略)
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第五 (第三十一条第二項関係)

土地	指示措置	法第七条第一項第一
----	------	-----------

別表第六 (第三十六条関係)

ロロエチレン	下であること。
(略)	(略)

別表第二 (第九条第一項第二号関係)

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
(略)	(略)
シス―一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第三 (第三十一条第一項関係)

特定有害物質の種類	要件
(略)	(略)
シス―一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

別表第四 (第三十一条第二項関係)

土地	講ずべき汚染の	環境省令で定める汚
----	---------	-----------

別表第五 (第三十六条、第三十九条関係)

	一 (略)	二 (略)
	(略)	基準不適合土壤のある区域の側に、不透水層(厚さが五メートル以上でありかつ、透水係数が毎秒百ナノメートル(岩盤)にあつては、ルジオン値が一)
号の環境省令で定める汚染の除去等の措置	次項から六の項までの上欄に掲げる土地の土壤の汚染状態に応じ、それぞれこれらの項の中欄に定める指示措置及び下欄に定める汚染の除去等の措置	イ・ロ (略) ハ 地下水の水質の測定(当該土地の基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について

	一 (略)	二 (略)
除去等の措置	(略)	基準不適合土壤のある区域の側に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること(以下「原位置
染の除去等の措置	次項から六の項までの上欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び下欄に定める汚染の除去等の措置	イ・ロ (略) (新規)

	<p>以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）又は基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当</p>
<p>て、ボーリングによる土壌の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壌並びに地下水の第一種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量（当該土地にある地下水の当該土地より下流側かつ要措置区域の指定に係る第三十条各号の地点より上流側にある地点であつて、実施措置を講じた後に地下水基準に適合することを評価する地点（以下「評価地</p>	
<p>封じ込め」という。）又は基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）</p>	

	<p>該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）</p>
<p>点」という。以下同じ。）において地下水基準に適合するよう定められた当該措置区域内の土地の土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量（当該特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が第二溶出量基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）並びに目標地下水濃度（評価地点において地下水基準に適合する</p>	

	三 (略)	四 (略)
	(略)	(略)
<p>よう定められた当該要措置区域内の土地の地下水から検出される特定有害物質の量をいう。) を超えないものであることが確認されている場合に限る。)</p>	(略)	<p>イ、ニ (略) ホ、 地下水の水質の測定 (当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングに</p>

	三 (略)	四 (略)
	(略)	(略)
	(略)	<p>イ、ニ (略) (新規)</p>

六 (略)	五 (略)	
(略)	(略)	
二 イ〜ハ (略) 地下水の水質の 測定(当該土地の 基準不適合土壤の ある範囲及び深さ その他の土壤汚染 の状況並びにその	(略)	よる土壤の採取並 びに測定その他の 方法により把握し た結果、当該土地 の土壤並びに地下 水の第二種特定有 害物質による汚染 状態が目標土壤溶 出量並びに目標地 下水濃度を超えな いものであること が確認されている 場合に限る。)

六 (略)	五 (略)	
(略)	(略)	
(新規) イ〜ハ (略)	(略)	

八 (略)	七 (略)	
土壤を掘削して 地表面を低くし 基準不適合土	(略)	
(略)	(略)	他の汚染除去等計 画の作成のために 必要な情報につい て、ボーリングに よる土壤の採取並 びに測定その他の 方法により把握し た結果、当該土地 の土壤並びに地下 水の第三種特定有 害物質による汚染 状態が目標土壤溶 出量並びに目標地 下水濃度を超えな いものであること が確認されている 場合に限る。）

八 (略)	七 (略)	
土壤を掘削して 地表面を低くし 土壤含有量基	(略)	
(略)	(略)	

一 地下水の水質の測定 水質の測定	一 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定 イ 地下水の水質の測定	該当なし	別表第七(第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係)	九 (略)	九 (略)	壤以外の土壤により覆うこと(以下「土壤入換え」という。) 基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと(以下「盛土」という。) (略)
						軽微な変更の対象となる事項

九 (略)	九 (略)	(新規)	準に適合する汚染状態にある土壤により覆うこと(以下「土壤入換え」という。) 土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により覆うこと(以下「盛土」という。) (略)
			(略)

<p> を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由 ロ 観測井を設置する方法 ハ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度 ニ 地下水の水質の測定の結果の都道府県知事への報告を行う時期及び方法 ニ 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定 イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等 </p>

<p>計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>ホ 観測井を設置する方法</p> <p>ヘ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p> <p>ト 地下水の水質の測定</p>

<p>二 原位置封 へじ込め</p>	
<p>イ 基準不適合土壌のある 範囲及び深さその他の土 壌汚染の状況並びにその 他の汚染除去等計画の作 成のために必要な情報 ロ 評価地点及び当該評価 地点に設定した理由 ハ 目標土壌溶出量及び目 標地下水濃度並びに当該 目標土壌溶出量及び当該 目標地下水濃度に設定し た理由 ニ 鋼矢板その他の遮水の 効力を有する構造物を設 置する範囲及び深さ ホ 目標土壌溶出量を超え る汚染状態にある土壌の 下に不透水層があること</p>	<p>の結果の都道府県知事 への報告を行う時期及 び方法</p>
<p>イ この項の中 欄ニに掲げる 事項の変更の うち、障害物 等が発見され たことに起因 する鋼矢板そ の他の遮水の 効力を有する 構造物を設置 する範囲の変 更であつて、 目標土壌溶出 量を超える汚 染状態にある 土壌の外側に ある範囲への 変更</p>	

	<p>を 確認した結果</p> <p>へ 鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物の種類及び当該構造物を設置する方法</p> <p>ト 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、当該土地を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とする方法及び当該方法により第二溶出量基準に適合することを確認した結果</p> <p>チ トの方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地としたことを確認する方法</p> <p>リ 構造物により囲まれた範囲の土地を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p>	<p>ロ この項の中欄トの方法の変更のうち、当該トの結果により、第二溶出量基準に適合することを確認できる方法への変更</p>
--	---	--

	<p>ヌ 覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>ル 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないこと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じりの覆いの表面を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ヲ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認する地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>ワ ヲの観測井を設置する方法</p> <p>カ ヲの地下水の水質の測定の対象となる特定有害</p>	
--	---	--

<p>三 遮水工封じ込め</p>	
<p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該</p>	<p>物質の種類並びに当該測定の間及び頻度</p> <p>ヨ 構造物により囲まれた範囲に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測井を設置する地点</p> <p>タ ヨの観測井を設置する方法</p> <p>レ ヨの確認を行う期間及び頻度</p>
<p>イ この項の中欄二に掲げる事項の変更のうち、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側にあり、かつ、準不透水層（厚さが</p>	

	<p>目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ</p> <p>ホ 掘削を行う方法</p> <p>ヘ 掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により第二溶出量基準に適合することを確認した結果</p> <p>ト への方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認する方法</p> <p>チ 遮水工の種類及び当該遮水工を設置する方法</p>	<p>一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同年以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。</p> <p>。又は不透水層であつてもっとも浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壌が帯水層に接</p>
--	---	---

	<p>リ 遮水工が二重の遮水シートを敷設した遮水層と同等以上の効力を有することを確認した結果</p> <p>ヌ 遮水工の内部に掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻す方法</p> <p>ル 埋め戻しを行った場所を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ヲ 覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>ワ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じルの覆いの表面を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p>	<p>ロ この項の中欄への方法の変更のうち、当該の結果により、第二溶出量基準に適合することを確認できる方法への変更</p>
--	--	---

	<p>カ 実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態</p> <p>キ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>ク ヨの観測井を設置する方法</p> <p>ケ ヨの地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間及び頻度</p> <p>コ 埋め戻しを行った場所の内部に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認するための観測</p>	
--	--	--

<p>四 地下水汚染の拡大の防止</p>	
<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 揚水施設を設置する地点及び当該地点に当該揚水施設を設置する理由</p> <p>ロ 揚水施設の構造</p> <p>ハ 揚水施設を設置する方法</p> <p>ニ 揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去する方法及び当該方法により当該地下水の水質が排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号リ</p>	<p>井を設置する地点</p> <p>ツ ソの観測井を設置する方法</p> <p>ネ ソの確認を行う期間及び頻度</p>
<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>該当なし</p> <p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ この項の中欄第二号への方法の変更のうち、当該の結果により、目標地</p>	

	<p>(1)に規定する排出水基準をいう。以下同じ。</p> <p>。又は排除基準（同令第四条第一号又(1)に規定する排除基準をいう。以下同じ。）に適合することを確認した結果</p> <p>ホ 公共用水域（水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出するこの方法により特定有害物質を除去した地下水の水質が排出水基準に適合していること又は下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第</p>	<p>下水濃度を超えない汚染状態となることを確認できる方法への変更</p>
--	---	---------------------------------------

<p>四号に規定する流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除する当該地下水の水質が排除基準に適合していることを確認する方法</p> <p>へ 地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>ト 観測井を設置する方法</p>

	<p>チ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度</p> <p>リ 地下水の水質の測定の結果の都道府県知事への報告を行う時期及び方法</p> <p>二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止</p> <p>イ 当該土地の地下水汚染の状況その他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標地下水濃度及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 透過性地下水浄化壁</p>	
--	---	--

<p>(汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にするために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。以下同じ。)を設置する地点及び当該地点に当該透過性地下水浄化壁を設置する理由</p> <p>ホ 透過性地下水浄化壁を設置する方法</p> <p>へ 透過性地下水浄化壁により汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にす</p>

<p>る方法及び当該方法により目標地下水濃度を超えない汚染状態となることを確認した結果</p> <p>ト 目標地下水濃度を超える汚染状態にある地下水が当該土地の地下水の評価地点より下流側に拡大していないことを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>チ 観測井を設置する方法</p> <p>リ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度</p>

<p>五 土壤汚染の除去</p>	
<p>一 基準不適合土壤の掘削による除去</p> <p>イ 基準不適合土壤のあ る範囲及び深さその他 の土壤汚染の状況並び にその他の汚染除去等 計画の作成のために必 要な情報</p> <p>ロ 土壤溶出量基準に適 合しない汚染状態にあ る土地にあつては、評 価地点及び当該評価地 点に設定した理由</p> <p>ハ ロの土地にあつては 、目標土壤溶出量及び 目標地下水濃度並びに 当該目標土壤溶出量及</p>	<p>又 当該地下水の水質の 測定の結果の都道府県 知事への報告を行う時 期及び方法</p>
<p>一 基準不適合 土壤の掘削に よる除去</p> <p>イ この項の 中欄第一号 ニに掲げる 事項の変更 のうち、土 壤溶出量基 準に適合し ない汚染状 態にある土 地における 目標土壤溶 出量を超え る汚染状態 にある土壤</p>	

	<p>び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>二 目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する範囲及び深さ</p> <p>ホ 掘削を行う方法</p> <p>へ 掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌若しくは口の土地にあつては、目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により埋める方法又は建築物の建築若しくは工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋め戻</p>	<p>の外側にあ</p> <p>り、かつ、</p> <p>準不透水層又は不透水層であつてもっとも浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壌が帯水層に接することがない変更並びに土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある</p>
--	--	--

	<p>さない場合にあつては、その旨</p> <p>ト 掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果又は掘削された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合</p>	<p>土地における土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌の外側にある範囲及び深さへの変更</p> <p>ロ この項の中欄第一号トに掲げる変更のうち、掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を目標土壌溶出量を超えない汚</p>
--	---	--

	<p>にあつては、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により土壌含有量基準に適合する汚染状態となることを確認した結果</p> <p>チ 掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、浄化により目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法又は掘削された土</p>	<p>染状態にある土壌にする方法の変更であつて、当該の結果により、目標土壌溶出量を超えないこと汚染状態にあることを確認できる方法への変更並びに掘削された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を土壌含有量基準に</p>
--	---	---

	<p>壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、トの浄化により土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法により土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認する方法</p> <p>リ ロの土地にあつては、実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態</p> <p>ヌ ロの土地にあつては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認す</p>	<p>適合する汚染状態にある土壌にする方法の変更であつて、当該トの結果により、土壌含有量基準に適合することを確認できる方法への変更</p> <p>二 原位置での浄化による除去</p> <p>イ この項の中欄第二号ニに掲げる事項の変更のうち、土</p>
--	---	---

	<p> 二 原位置での浄化による除去 イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報 ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にあ </p>	<p> 壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地における目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側であり、かつ、準不透水層又は不透水層であつてもっとも浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに </p>
--	---	--

	<p>る土地にあつては、評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ ロの土地にあつては、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とする範囲及び深さ又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌とする範囲及び深さ</p> <p>ホ 目標土壌溶出量を超</p>	<p>基準不適合 土壌が帯水層に接することがない 変更並びに土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地における土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌の外側にある範囲及び深さへの変更</p> <p>ロ この項の中欄第二号 ホに掲げる</p>
--	--	---

	<p>える汚染状態にある土壌を目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により土壌含有量基準に適合する汚染状態となることを確認した結果</p> <p>へ、口の土地にあつては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認す</p>	<p>事項の変更のうち、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法への</p>
--	---	---

	<p> するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由 ト 観測井を設置する方法 チ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の間隔及び頻度 リ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認するための試料採取等を行う地点及び深さ並びに測定の対象となる特定有害物質の種類 </p>	<p> 変更並びに土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法の変更であつて、当該ホの結果により、土壌含有量基準に適合することを確認できる方法への変更 </p>
--	--	---

<p>六 遮断工封じ込め</p>	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標土壤溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壤溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削する範囲及び深さ</p> <p>ホ 掘削を行う方法</p> <p>ヘ 掘削した目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を埋め戻すための構造物のうち仕切設備の種類及び当該仕切設備を</p>	<p>イ この項の中欄ニに掲げる事項の変更のうち、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の外側にあり、かつ、準不透水層又は不透水層であつてもっとも浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壤が帯水層に接することがない変更</p>
------------------	---	---

	<p>設置する方法</p> <p>ト 仕切設備が遮断の効力及びその他の要件を備えたものであることを確認した結果</p> <p>チ 仕切設備の内部に、掘削した目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻す方法</p> <p>リ 埋め戻しを行った後、仕切設備の開口部を覆いにより閉鎖する方法</p> <p>ヌ 覆いが遮断の効力及びその他の要件を備えたものであることを確認した結果</p> <p>ル 覆いの埋め戻す基準不適合土壌と接する面を覆う材料並びに当該材料が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料であ</p>	
--	---	--

	<p> ることを確認した結果 ヲ 覆いの構造 ワ 覆いの損壊を防止するための措置 カ 表面をコンクリート又はアスファルトとするところが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ覆いの表面を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ ヱ 実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態 タ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に </p>	
--	--	--

七 不 溶 化	
<p>一 原位置不溶化 イ 基準不適合土壤のあ る範囲及び深さその他 の土壤汚染の状況並び</p>	<p>当該観測井を設置する理 由 レ タの観測井を設置する 方法 ソ タの地下水の水質の測 定の対象となる特定有害 物質の種類並びに当該測 定の期間及び頻度 ツ 構造物の内部に雨水、 地下水その他の水の浸入 がないことを確認するた めの観測井を設置する地 点 ネ ツの観測井を設置する 方法 ナ ツの確認を行う期間及 び頻度</p>
<p>一 原位置不溶 化 イ この項の 中欄第一号</p>	

	<p>にその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度並びに当該目標土壌溶出量及び当該目標地下水濃度に設定した理由</p> <p>ニ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とする範囲及び深さ</p> <p>ホ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を特定有害物質が水</p>	<p>ニに掲げる事項の変更のうち、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側にあり、かつ、準不透水層又は不透水層であつてもつとも浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壌が帯水層</p>
--	--	--

	<p>に溶出しないように性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果</p> <p>へ ホの方法により、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法</p> <p>ト 性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とした土壌のある範囲について、当該土地の区域外への目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌又は特定有</p>	<p>に接するこ とがない変 更</p> <p>ロ この項の 中欄第一号 ホの方法の 変更のうち 、当該ホの 結果により 、目標土壌 溶出量を超 えない汚染 状態となる ことを確認 できる方法 への変更</p> <p>二 不溶化埋め 戻し</p> <p>イ この項の 中欄第二号 二に掲げる</p>
--	--	---

	<p>害物質の飛散等を防止するための措置及び当該措置を講ずる範囲</p> <p>チ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>リ 観測井を設置する方法</p> <p>ヌ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度</p> <p>二 不溶化埋め戻し</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並び</p>	<p>事項の変更のうち、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壌の外側にあり、かつ、準不透水層又は不透水層であっても浅い位置にあるものより浅い範囲及び深さへの変更であつて、新たに基準不適合土壌が帯水層に接するこ</p>
--	---	---

	<p>にその他の汚染除去等 計画の作成のために必 要な情報</p> <p>ロ 評価地点及び当該評 価地点に設定した理由</p> <p>ハ 目標土壌溶出量及び 目標地下水濃度並びに 当該目標土壌溶出量及 び当該目標地下水濃度 に設定した理由</p> <p>ニ 目標土壌溶出量を超 える汚染状態にある土 壌を掘削する範囲及び 深さ</p> <p>ホ 掘削を行う方法</p> <p>ヘ 掘削した目標土壌溶 出量を超える汚染状態 にある土壌を特定有害 物質が水に溶出しな いように性状を変更して 目標土壌溶出量を超え</p>	<p>とがない変 更</p> <p>ロ この項の 中欄第二号 への方法の 変更のうち 、当該への 結果により 、目標土壌 溶出量を超 えない汚染 状態となる ことを確認 できる方法 への変更</p>
--	--	---

<p>ない汚染状態にある土壌にする方法及び当該方法により目標土壌溶出量を超えない汚染状態となることを確認した結果</p> <p>ト への方法により、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌としたことを確認する方法</p> <p>チ 当該土地の区域内に目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とした土壌を埋め戻す方法</p> <p>リ 埋め戻しを行った場所について、当該土地の区域外への目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌又は特</p>	

<p>定有害物質の飛散等を防止するための措置及び当該措置を講ずる範囲</p> <p>又 実施措置を行う前の地下水の特定有害物質による汚染状態</p> <p>ル 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認する地下水の水質の測定を行うための観測井を設置する地点及び当該地点に当該観測井を設置する理由</p> <p>ヲ 観測井を設置する方法</p> <p>ワ 地下水の水質の測定の対象となる特定有害物質の種類並びに当該測定の期間及び頻度</p>

<p>九 立入禁止</p>	<p>八 舗装</p>
<p>イ 基準不適合土壌のある範囲</p> <p>ロ みだりに人が立ち入ることを防止するために設ける囲いの種類及び範囲</p> <p>ハ 当該土地の区域外への</p>	<p>イ 基準不適合土壌のある範囲</p> <p>ロ 基準不適合土壌のある範囲を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ハ モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。）を覆いとして用いる場合にあつては、その理由</p> <p>ニ 舗装の施行の方法</p> <p>ホ 覆いの損壊を防止するための措置</p>
<p>イ この項の中欄口に掲げる事項の変更のうち、みだりに人が立ち入ることを防止</p>	<p>イ この項の中欄口に掲げる事項の変更のうち、基準不適合土壌のある範囲を覆う範囲を覆う覆いの範囲の変更であつて、基準不適合土壌の外側にある範囲への変更</p>

	<p>基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置及び当該措置を講ずる範囲</p> <p>ニ 立入りを禁止する旨を表示する設備の種類及び方法</p>
<p>この項の中 欄ハに掲げる 事項の変更の うち、当該土 地の区域外へ の基準不適合 土壌又は特定 有害物質の飛 散等を防止す るための措置 を講じる範囲 の変更であつ て、基準不適 合土壌の外側</p>	<p>するために設置する囲いの範囲の変更であつて、基準不適合土壌の外側</p>

<p>十 土壌入換え</p>	<p>一 区域外土壌入換え</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さ</p> <p>ロ 土壌入換えを行う範囲及び深さ</p> <p>ハ 当該土地の土壌を掘削し、覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生じないようにする方法</p> <p>ニ 覆いの種類、範囲及び厚さ</p> <p>ホ 覆いとして用いる土壌が基準不適合土壌以外の土壌であることを確認した結果</p> <p>ヘ モルタル等を覆いと</p>	<p>一 区域外土壌入換え</p> <p>イ この項の中欄第一号ロに掲げる事項の変更のうち、基準不適合土</p> <p>二 区域内土壌入換え</p> <p>イ この項の中欄第二号ロに掲げる事項の変更のうち、基準不適合土</p>
----------------	---	---

	<p>して用いる場合にあっては、その理由</p> <p>ト 覆いの損壊を防止するための措置</p> <p>二 区域内土壌入換え</p> <p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画作成のために必要な情報</p> <p>ロ 土壌入換えを行う範囲及び深さ</p> <p>ハ 基準不適合土壌及び地表から当該基準不適合土壌のある深さより五十センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壌以外の土壌の掘削の方法</p> <p>ニ 掘削した基準不適合</p>	<p>壤の外側にある範囲への変更</p>
--	---	----------------------

<p>十一 盛土</p>	
<p>イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さ ロ 盛土を行う範囲及び厚さ ハ 盛土を行う方法 ニ 覆いの種類、範囲及び厚さ ホ 覆いとして用いる土壌が基準不適合土壌以外の土壌であることを確認した結果 ヘ モルタル等を覆いとし</p>	<p>土壌を埋め戻す方法 ホ 覆いの種類、範囲及び厚さ ヘ 基準不適合土壌以外の土壌を覆いとして用いる場合にあつては、その旨 ト 覆いの損壊を防止するための措置</p>
<p>イ この項の中欄口に掲げる事項の変更のうち、盛土を行う範囲の変更であつて、基準不適合土壌の外側にある範囲への変更</p>	

	て用いる場合にあっては、その理由
	ト 覆いの損壊を防止するための措置

別表第八（第四十条関係）

実施措置の種類	実施措置の実施の方法
一（略）	<p>一 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定</p> <p>イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ロ イの測定の結果を都道府県知事に報</p>

別表第六（第四十条関係）

汚染の除去等の措置の種類	汚染の除去等の措置の実施の方法
一（略）	<p>イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p>

<p>告すること。</p> <p>ハ 実施措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあつては、イの測定を五年間以上継続し、直近の二年間は一年に四回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。</p> <p>二 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 当該土地の土壤が目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。</p>

<p>ロ イの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p>

二 (略)	
イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除	<p>二 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ホ ニの測定の結果を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ヘ 実施措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあつては、イの測定を五年間以上継続し、直近の二年間は一年に四回以上測定した結果、当該地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認すること。</p>

二 (略)	
イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測	

	<p>去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、当該土地の基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>ニ 次のいずれかの方法により、ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。</p> <p>(1) イの方法と同等以上の方法により、イにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、深さ一メートルから一メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれ</p>
--	---

	<p>定その他の方法により把握すること。</p> <p>(新規)</p> <p>ロ 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>(新規)</p>
--	---

<p>る特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定する方法</p> <p>(2) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する場合にあつては、当該掘削された土壌の搬出に係る第六十一条に規定する届出その他の情報により当該掘削された土壌の範囲及び搬出を認める方法</p> <p>(3) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、当該掘削された土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とし、当該土壌を埋め戻す場合にあつては、当該土壌について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごと</p>

に一点の土壤を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに五点の土壤を採取し、当該五点の土壤をそれぞれ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること

ホ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲の側面を囲み、当該土壤の下にある不透水層であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

ヘ ホの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のア

ハ 基準不適合土壤のある範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある不透水層（厚さが五メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル（岩盤にあつては、ルジオン値が一）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

ニ ハの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のア

	<p>スファルトにより覆うこと。</p> <p>ト へにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>チ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないとき認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じてへにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。</p> <p>リ ホの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>ヌ ホの構造物により囲まれた範囲の一以上</p>
--	--

	<p>スファルトにより覆うこと。</p> <p>ホ 二により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>へ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないとき認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じて二により設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌としたものを除く。以下同じ。）により覆うこと。</p> <p>ト ハの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の当該範囲の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>チ ハの構造物により囲まれた範囲に一以上</p>
--	---

	三 (略)
<p>の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削し、掘削された土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とすること。</p> <p>ニ ハにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤としたものについて、第二</p>

	三 (略)
<p>の観測井を設け、トの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>(新規)</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壤を掘削し、掘削された基準不適合土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とすること。</p> <p>(新規)</p>

<p>溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに一点の土壤を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに五点の土壤を採取し、当該五点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤であることを確認すること。</p> <p>ホ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にハにより掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤（当該土壤のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、ハにより第二溶出量基準に適合する</p>

<p>ハ 当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にロにより掘削された基準不適合土壤を埋め戻すこと。</p>

	<p>汚染状態にある土壤としたもの」を埋め戻すこと。</p> <p>㍑ ホにより埋め戻された場所を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>㍒ ㍑により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>㍓ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ㍑により設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>㍔ ホにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p>
--	--

	<p>㍑ ホにより埋め戻された場所を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート又は厚さが三センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。</p> <p>㍒ ㍑により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>㍓ 表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ㍑により設けられた覆いの表面を基準不適合土壤以外の土壤により覆うこと。</p> <p>㍔ ハにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。</p>
--	--

	四 (略)
<p>刈 ホにより埋め戻された場所の内部の一以上の地点に観測井を設け、リの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>	<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準に適合させて下水道に排除すること。</p>

	四 (略)
<p>升 ハにより埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、トの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>	<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号ト（1）に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第四条第一号チ（1）に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であつて、同条第六</p>

	<p>ハ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。</p> <p>この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。</p> <p>ニ (略)</p> <p>イ 当該土地の地下水汚染の状況その他の汚染除去等計画作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取</p>
--	---

	<p>ハ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壌のある範囲の周縁に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(新規)</p>
--	---

	<p>及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 当該土地において土壤汚染に起因する目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁を設置すること。</p> <p>ニ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壤のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結</p>
--	--

	<p>(新規)</p> <p>イ 当該土地において土壤汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁(汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であつて、地中に設置された設備をいう。)を設置すること。</p> <p>ロ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であつて、基準不適合土壤のある範囲の周縁に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していな</p>
--	---

五 (略)	<p data-bbox="483 488 1361 1077"> 果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ハにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水基準を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。 ホ 二の測定の結果を都道府県知事に報告すること。 </p>
一 (略)	<p data-bbox="272 259 483 1077"> イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要 </p>

五 (略)	<p data-bbox="483 1361 1361 1951"> ハ ロの測定の結果を都道府県知事に報告すること。 イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握す </p>
一 (略)	<p data-bbox="272 1133 483 1951"> いことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、三十メートルを超えてはならない。 </p>

	<p>な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌又はロの土地にあつては、目標土壌溶出量を超える汚染状態かつ土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 八により掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当</p>
--	--

	<p>ること。</p> <p>(新規)</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。</p> <p>(新規)</p>
--	--

該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあつては、当該埋め戻す土壤について、当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに一点の土壤を採取したもの又は当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに五点の土壤を採取し、当該五点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法又は同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、基準不適合土壤以外の土壤であること若しくは口の土地にあつては目標土壤溶出量を超えない汚染状態かつ土壤含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認

	<p>ホ) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ハ又はニにより土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の一以上の地点に、土壤の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。ただし、現に目標地下水濃度を超えない汚染状態にあるときに土壤汚染の除去を行う場合にあつては、目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを一回確認する」と。</p>
--	--

	<p>ハ) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロにより土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に、土壤の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壤汚染の除去を行う場合にあつては、地下水汚染が生じていない状態を一回確認すること。</p>
--	--

	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壤を掘削せずに行う方法により、イにより把握された目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤から特定有害物質を除去すること。</p> <p>ニ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ハの目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤からの特定有害物質の除去を行った後</p>
--	---

	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>(新規)</p> <p>ロ 土壤中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壤を掘削せずに行う方法により、イにより把握された基準不適合土壤から特定有害物質を除去すること。</p> <p>ハ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロの基準不適合土壤からの特定有害物質の除去を行った後、イにより把握された基準不適合土壤</p>
--	--

、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が二年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌から当該特定有害物質を除去した場合であつて、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しない

のある範囲に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。

ことが明らかである場合にあっては、当該地下水基準に適合する汚染状態が二年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの一回の確認とすることができる。

ホ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ハの土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤からの特定有害物質の除去を行った後、イにより把握された土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤のある範囲について、百平方メートルにつき一地点の割合で深さ一メートルからイにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

ニ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ロの基準不適合土壤からの特定有害物質の除去を行った後、イにより把握された基準不適合土壤のある範囲について、百平方メートルにつき一地点の割合で深さ一メートルからイにより把握された基準不適合土壤のある深さまでの一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

六 (略)	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削すること。</p> <p>ニ 当該土地に、目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 埋め戻す目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ホ ニにより設置した仕切設備の内部に、ハにより掘削した目標土壤溶出量を超える汚</p>
----------	--

六 (略)	<p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>(新規)</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壤を掘削すること。</p> <p>ハ 当該土地に、基準不適合土壤の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 埋め戻す基準不適合土壤と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ニ ハにより設置した仕切設備の内部に、ロにより掘削した基準不適合土壤を埋め戻す</p>
----------	---

七 (略)	
一 (略) イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さに	<p>染状態にある土壤を埋め戻すこと。</p> <p>ヘ ホ により土壤の埋め戻しを行った後、ニ の開口部を(1) から(3) までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>ト ヘ により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>チ (略)</p> <p>リ ホ により埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>ヌ ホ により埋め戻された場所の内部の一以上の地点に観測井を設け、リ の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>

七 (略)	
一 (略) イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さに	<p>こと。</p> <p>ホ ニ により土壤の埋め戻しを行った後、ハ の開口部を(1) から(3) までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。</p> <p>ヘ ホ により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。</p> <p>ト (略)</p> <p>チ ニ により埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該場所の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。</p> <p>リ ニ により埋め戻された場所の内部に一以上の観測井を設け、チ の確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。</p>

	<p>他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を薬剤の注入その他の当該土壤を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とすること。</p> <p>ニ ハにより性状の変更を行った目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤のある範囲について、百平方メートルごとに一地点の割合で深さ一メートルから一メートル未満の深さまで一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を第六条第</p>
--	--

	<p>ついて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>(新規)</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壤を薬剤の注入その他の基準不適合土壤を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壤溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。</p> <p>ハ ロにより性状の変更を行った基準不適合土壤のある範囲について、百平方メートルごとに任意の地点において深さ一メートルから一メートル未満の深さまで一メートルごとの土壤を採取し、当該土壤について特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定し、土壤溶</p>
--	---

	<p>三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、<u>目標土壌溶出量</u>を超えない汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>ホ <u>ハ</u>により性状の変更を行った<u>目標土壌溶出量</u>を超える汚染状態にある土壌のある範囲について、当該土地の区域外への<u>目標土壌溶出量</u>を超える汚染状態にある土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ヘ <u>ハ</u>により性状の変更を行った<u>目標土壌溶出量</u>を超える汚染状態にある土壌のある範囲にある地下水の下流側の一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、<u>第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法</u>により測定した結果、<u>目標地下水濃度</u>を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p>
--	--

	<p>出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。</p> <p>ニ <u>ロ</u>により性状の変更を行った<u>基準不適合土壌</u>のある範囲について、当該土地の区域外への<u>基準不適合土壌</u>又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ホ <u>ロ</u>により性状の変更を行った<u>基準不適合土壌</u>のある範囲にある地下水の下流側に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を<u>第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法</u>により測定し、<u>地下水汚染が生じていない状態</u>が二年間継続することを確認すること。</p>
--	--

	<p>二 (略)</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さその他の土壤汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>ロ 評価地点並びに目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を定めること。</p> <p>ハ 目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤を掘削し、掘削された土壤を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壤溶出量を超えない汚染状態にある土壤とすること。</p> <p>ニ ハにより性状の変更を行った土壤について、百立方メートル以下ごとに五点の土壤を採取し、当該五点の土壤をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壤に含まれる特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定し</p>
--	--

	<p>二 (略)</p> <p>イ 基準不適合土壤のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により把握すること。</p> <p>(新規)</p> <p>ロ イにより把握された基準不適合土壤を掘削し、掘削された基準不適合土壤を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壤溶出量基準に適合する汚染状態にある土壤とすること。</p> <p>ハ ロにより性状の変更を行った土壤について、おおむね百立方メートルごとに五点から採取した土壤をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壤について特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定し、土壤溶出量基</p>
--	--

<p>八 (略)</p>	
<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壤のある範囲を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該</p>	<p>た結果、目標土壤溶出量を超えない汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。</p> <p>ホ 二により埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ヘ 二により埋め戻された場所にある地下水の下流側に一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継続することを確認すること。</p>

<p>八 (略)</p>	
<p>イ 当該土地のうち基準不適合土壤のある範囲を、厚さが十センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該</p>	<p>準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。</p> <p>二 八により埋め戻された場所について、当該土地の区域外への汚染土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。</p> <p>ホ 八により埋め戻された場所にある地下水の下流側に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。</p>

実施措置	工事完了の報告事項	実施措置完了の報告事	別表第九(第四十二条の二第三項第七号及び第四項第五号関係)
九(略)	ロ(略)	土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等により覆うこと。	
十(略)	一(略) 二 区域内土壌入換え イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。		
十一(略)	ロ(略) ホ(略)		

(新規)

九(略)	ロ(略)	土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであつて、容易に取り外すことができないもの(以下「モルタル等」という。)により覆うこと。
十(略)	一(略) 二 区域内土壌入換え イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。	
十一(略)	ロ(略) ホ(略)	

二 原位 置封じ 込め	一 地下 水の 水の 質の 測 定	の 種 類
イ 第二溶出量基準に 適合しない汚染状態 にある土地において 、当該土地を第二溶 出量基準に適合する		該当なし
イ 地下水が目標地下 水濃度を超えない汚染 状態にあることを確認 するための地下水の水 質の測定の間、頻度	<p>一 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定</p> <p>地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認した結果</p> <p>二 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定</p> <p>地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認した結果</p>	項

<p>三 遮水 工封じ 込め</p>	
<p>イ 目標土壌溶出量を 超える汚染状態にあ る土壌を掘削する範</p>	<p>汚染状態にある土地 とする方法を変更し た場合にあつては、 変更後の方法 ロ 第二溶出量基準に 適合しない汚染状態 にある土地において 、当該土地を第二溶 出量基準に適合する 汚染状態にある土地 としたことを確認し た結果 ハ 鋼矢板その他の遮 水の効力を有する構 造物を設置する範囲 を変更した場合にあ つては、変更後の範 囲</p>
<p>イ 地下水が目標地下 水濃度を超えない汚 染状態にあることを</p>	<p>及び結果 ロ 鋼矢板その他の遮 水の効力を有する構 造物に囲まれた範囲 に雨水、地下水その 他の水の浸入がない ことを確認した結果</p>

	<p> 囲又は深さを変更した場合には、変更後の範囲又は深さを ロ 掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌にする方法を変更した場合にあっては、変更後の方法 ハ 掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものを第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたことを確認した結果 </p>
	<p> 確認するための地下水の水質の測定の間、頻度及び結果 ロ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌が埋め戻された場所の内部に雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認した結果 </p>

<p>五 土壌汚染の除去</p>	<p>四 地下水汚染の拡大の防止</p>
<p>一 基準不適合土壌の掘削による除去 イ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、目標土壌溶出量を</p>	<p>一 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 該当なし 二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 イ 透過性地下水浄化壁により、汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にする方法を変更した場合にあっては、変更後の方法</p>
<p>一 基準不適合土壌の掘削による除去 イ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、要措置区域外から</p>	<p>該当なし</p>

	<p>超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲又は深さを変更した場合又は深さ</p> <p>ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該措置置区域外から搬入した土壌によつて埋め戻した場合にあつては、当該埋め戻した土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果</p>	<p>搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>ロ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において</p>
--	---	---

	<p>ハ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態</p> <p>ニ 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された目標土壤溶出量を超える汚染状態</p>	<p>、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては、変更後の措置</p> <p>ハ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、当該要措置区域外から搬入した土壤によって埋め戻した場合にあつては、当該埋め戻した土壤が基準不適合土壤以外の土壤であることを確認した結果</p> <p>ニ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、土壤含有</p>
--	---	--

<p>にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合にあっては、当該埋め戻した土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌となったことを確認した結果</p> <p>二 原位置での浄化による除去</p> <p>イ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を目標土壌溶出量</p>
<p>量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ</p> <p>ホ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場合であり、浄化する方法を変更した場合にあっては、</p>

<p>を越えない汚染状態にある土壌とする範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ</p> <p>ロ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地において、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌にする方法を変更した場合にあっては、変更後の方法</p>
<p>変更後の方法</p> <p>へ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、掘削された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻した場 合にあっては、当該埋め戻した土壌が土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認した結果</p> <p>ト 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地に</p>

あつては、地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の間、頻度及び結果 二 原位置での浄化による除去 イ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された

土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 ロ 土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更し

た場合にあつては、変更後の措置 ハ 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌から特定有害物質を除去する範囲又は深さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は深さを 二 土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地において土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌から特定有害物質

質を除去する方法 を変更した場合に あつては、変更後 の方法 ホ 土壤溶出量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に あつては、地下水 が目標地下水濃度 を超えない汚染状 態にあることを確 認するための地下 水の水質の測定 の期間、頻度及び結 果 へ 土壤含有量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に あつては、土壤含 有量基準に適合し ない汚染状態にあ

<p>六 遮断 工封じ 込め</p>	
<p>イ 目標土壌溶出量を 超える汚染状態にあ る土壌を掘削する範 囲又は深さを変更し た場合にあつては、 変更後の範囲又は深 さ</p>	
<p>イ 地下水が目標地下 水濃度を超えない汚染 状態にあることを確認 するための地下水の水 質の測定の間、頻度 及び結果</p> <p>ロ 掘削した目標土壌 溶出量を超える汚染 状態にある土壌を埋 め戻すための構造物 の内部に、雨水、地 下水その他の水の浸 入がないことを確認 した結果</p>	<p>る土壌からの特定 有害物質の除去を 行った後に土壌含 有量基準に適合す る汚染状態にある ことを確認した結 果</p>

七 不溶化	<p>一 原位置不溶化</p> <p>イ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法を変更した場合にあっては、変更後の方法</p> <p>ハ 性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある</p>	<p>一 原位置不溶化</p> <p>イ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の間、頻度及び結果</p> <p>二 不溶化埋め戻し</p> <p>イ 地下水が目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを確認するための地下水の水質の測定の間、頻度及び結果</p>
-------	---	--

<p>土壌としたことを確認した結果</p> <p>二 不溶化埋め戻し</p> <p>イ 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削する範囲又は深さを変更した場合にあっては、変更後の範囲又は深さ</p> <p>ロ 掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法を変更した場合にあっては、変更後の方法</p> <p>ハ 性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある</p>

八 舗装	
該当なし	土壌としたことを確認した結果
イ 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 ロ 基準不適合土壌又	

<p>九 立入 禁止</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>イ 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の</p>	<p>ハ 基準不適合土壌のある範囲を覆う覆いの範囲又は厚さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は厚さは は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置 ハ 基準不適合土壌のある範囲を覆う覆いの範囲又は厚さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は厚さは</p>

<p>採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>ロ みだりに人が立ち入ることを防止するために設置する囲いの範囲を変更した場合にあつては、変更後の範囲</p> <p>ハ 基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置</p> <p>ニ 当該土地の区域外</p>

<p>十 土壌 入換え</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>一 区域外土壌入換え イ 要措置区域外か ら搬入された土壌 を使用した場合に あつては、第四十 条第二項第三号に 定める方法その他 の方法により当該 搬入された土壌の 特定有害物質によ る汚染状態を明ら かにした調査の土 壌の採取を行った 地点及び日時、当</p>	<p>への基準不適合土壌 又は特定有害物質の 飛散等を防止するた めの措置を講じる範 囲を変更した場合に あつては、変更後の 範囲</p>

該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 ロ 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散等を防止するため講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置 ハ 土壤入換えを行う範囲又は深さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は深さ ニ 覆いとして用い

る土壤が基準不適合土壤以外の土壤であることを確認した結果 二 区域内土壤入換え イ 要措置区域外から搬入された土壤を使用した場合にあっては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第

<p>十一 土盛</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>イ 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、第四十条第二項</p>	<p>百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>ロ 基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために講ずる措置を変更した場合にあつては、変更後の措置</p> <p>ハ 土壌入換えを行う範囲又は深さを変更した場合にあつては、変更後の範囲又は深さ</p>

<p>第三号に定める方法 その他の方法により 当該搬入された土壌 の特定有害物質によ る汚染状態を明らか にした調査の土壌の 採取を行った地点及 び日時、当該土壌の 分析の結果並びに当 該分析を行った計量 法第一百七条の登録を 受けた者の氏名又は 名称その他の調査の 結果に関する事項</p> <p>ロ 基準不適合土壌又 は特定有害物質の飛 散等を防止するため に講ずる措置を變更 した場合にあつては 、変更後の措置</p> <p>ハ 盛土を行う範囲又</p>

は厚さを変更した場 合にあつては、変更 後の範囲又は厚さ ニ 覆いとして用いる 土壌が基準不適合土 壌以外の土壌である ことを確認した結果

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

様式第六(第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次
土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次
のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	
土地の形質の変更の着手予定日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地の名称	
有害物質使用特定施設の種類	
有害物質使用特定施設の種類	
特定有害物質の種類	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第七（第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次
のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

（新規）

七条の二第一項関係

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事
殿
(市長)

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人
印
にあっては、その代表者の氏名

第3条第8項の令に係る調査
第4条第2項の調査
第4条第3項の命令に係る調査
土壤汚染対策法 第4条第2項の令
第4条第3項の命令に係る調査
報告します。

法第3条第8項又は第4条第3項の命令を受けた年月日	
土壤汚染状況調査を行った場所	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	
土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	
法第4条第2項の報告において土地の形質の変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合にあつては、土地の所有者等の氏名又は名称	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつては、その代表者)が署名することができる。

様式第八(第三十条の二第一項関係)

(新規)

土壌汚染状況調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事
(市長) 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第5条第1項の命令に係る調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

命令を受けた年月日	
土壌汚染状況調査を行った場所	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	
土壌汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第九(第三十六条の三第一項、第三十七条関係)

(新規)

汚染除去等計画書 (新規・変更)

都道府県知事 殿 年 月 日
(市長)

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法 第7条第1項 の規定による 汚染除去等計画 について、次のとおり提出
します。 第7条第3項 の規定による 変更後の汚染除去等計画

汚染の除去等の措置を講ずべき措置区域の所在地	
指示措置	
実施措置	
実施措置を選択した理由	
実施措置の着手予定時期	
実施措置の完了予定時期	
汚染の除去等の措置を講ずべき措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について汚染の除去等の措置を講ずる場合	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が帯水層に接する場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	

(第2面)

特定有害物質等の飛散等を防止するために講ずる措置	
実施措置の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	
土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係	
要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握するための調査における試料採取の頻度及び土壌の使用方法	
一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状態及び汚染土壌の使用方法	

実施措置の種類	
別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類に応じ、それぞれ同表の <small>中欄</small> に定める事項 <small>下欄</small>	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することには代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 3 変更の場合にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。

様式第十(第四十二条の二第二項関係)

(表面)

(新規)

都道府県知事 (市長) 殿		工事完了報告書		年 月 日
報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名		印		
土壌汚染対策法第7条第9項の規定により、土壌汚染対策法施行規則第42条の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。				
要措置区域の所在地				
実施措置の種類				
実施措置の着手時期				
規則第42条の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了した時期				
要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合	規則第40条第2項第3号に定める方法による調査の結果			
	分析を行った計 量法第107条の登録を受けた者の 氏名又は名称			
軽微な変更を行った場合にあつては、変更後の特定有害物質等の飛散等を防止するために講じた措置				

(裏面)

実施措置の種類	別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第十一（第四十二条の二第四項関係）

（表面）

実施措置完了報告書

年 月 日

都道府県知事 殿
（市長）

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第7条第9項の規定により、土壌汚染対策法施行規則第42条の2第4項に規定する実施措置に係る全ての措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。

要措置区域の所在地	
実施措置の種類	
実施措置の着手時期	
実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期	

（新規）

(裏面)

実施措置の種類	
別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項	

備考
1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第十二 (第四十四条第一項及び第五十条第二項関係)
(様式略)

様式第七 (第四十四条第一項及び第五十条第二項関係)
(様式略)

様式第十三(第四十五条第一項関係)

実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第45条第1項の規定による実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第八(第四十五条第一項関係)

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第45条第1項の規定による指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第十四（第四十六条第一項及び第五十条第三項関係）

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている 土地の形質の変更の確認申請書		年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)		申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名
<p>土壌汚染対策法施行規則第46条第1項（第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。</p>		
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更の種類		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の施行方法		
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日		
土地の形質の変更を行う要措置区域等において講じられている汚染の除去等の措置		
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法		
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法		
最大形質変更深さより 1メートルを超える深さに達した方法による位置について試料採取等の対象としなかつた土壌について土壌の形質の変更をしようとする場合	土壌汚染状況調査 に準じた方法による調査の結果	
又は名称		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第九（第四十六条第一項及び第五十条第三項関係）

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている 土地の形質の変更の確認申請書		年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)		申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名
<p>土壌汚染対策法施行規則第46条第1項（第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。</p>		
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更の種類		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の施行方法		
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日		
土地の形質の変更を行う要措置区域等において講じられている汚染の除去等の措置		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第十五（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条

関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書					
都道府県知事 (市長)	年 月 日				
殿	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名 印				
<p>土壤汚染対策法第12条（第1項、第2項、第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。</p>					
形質変更時要届出区域の所在地					
土地の形質の変更の種類					
土地の形質の変更の場所					
土地の形質の変更の施行方法					
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日					
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日					
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法					
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合	<table border="1"> <tr> <td>結果</td> <td>土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の</td> </tr> <tr> <td>分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称</td> <td></td> </tr> </table>	結果	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
結果	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の				
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称					
自然由来等形質変更時要届出区域から抽出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地					

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第十（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関

係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	
都道府県知事 (市長)	年 月 日
殿	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名 印
<p>土壤汚染対策法第12条（第1項、第2項、第3項）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。</p>	
形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の完了予定日（又は完了日）	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

様式第十六(第四十九条の二第一項、第五十二条の六第一項及び第

(新規)

二項関係)

申請書 施行管理方針に係る確認 変更届出書	
都道府県知事 (市長) 殿	年 月 日
申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 届出者 氏名 届出者 氏名	
土壌汚染対策法第12条第1項第1号の規定により、施行管理方針の変更の 土壌汚染対策法施行規則第52条の6(第1項、第2項)	
確認について、次のとおり届けて申請します。	
施行管理方針の確認に係る形質変更 所要届出区域の所在地	
施行管理方針の確認に係る土地の形 質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の施行及び管理に 係る記録及びその保存の方法	
土地の土壌の特定有害物質による汚 染状態が人為等に由来することが確 認された場合における対応方法	
土地の形質の変更の施行中に特定有 害物質等の飛散等が確認された場合 における対応方法	
土地の所有者等が自主的に実施する 事項その他都道府県知事が必要と認 める事項	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法
 人にあつては、その代表者)が署名することができる。

様式第十七 (第五十二条の二第一項関係)

(新規)

施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書 年 月 日	
都道府県知事 殿 (市長)	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名 印
土壌汚染対策法第12条第4項の規定により、施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。	
形質変更時届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手日及び完了日	
土地の形質の変更の施行中の特定有害物質等の飛散等の有無	
特定有害物質等の飛散規則第52条の5の届出等が確認された場合	当該飛散等を防止するために実施した措置
最大形質変更深さより1メートルを超える深掘りした方法による調査の位置について試料採取等の対象としなかった土地の形質の変更をした場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
自然由来等形質変更時届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合は、当該自然由来等形質変更時届出区域の所在地	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第十八(第五十二条の五第一項関係)

(新規)

施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が
 人為等に由来することが確認された場合等の届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
 にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法施行規則第52条の5第1項の規定により、施行管理方針の確認を受けた土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来すること又は土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認されたので、次のとおり届け出ます。

施行管理方針の確認を受けた形質変更時要届出区域の所在地	
人為等に由来することが確認された場所又は特定有害物質等の飛散等が確認された場所	
人為等に由来することが確認された特定有害物質の種類又は飛散等が確認された特定有害物質の種類	
人為等に由来することが確認された年月日又は飛散等が確認された年月日	
土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合にあつては、当該飛散等を防止するために実施した措置	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつては、その代表者)が署名することができる。

様式第十九(第五十二条の七第一項関係)

(新規)

施行管理方針の廃止届出書	
都道府県知事 (市長)	年 月 日
届出者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名
土壌汚染対策法施行規則第52条の7第1項の規定により、施行管理方針を廃止したいので、次のとおり届け出ます。	
施行管理方針の確認を受けた形質変更 更所要届出区域の所在地	
施行管理方針を廃止する場所	
施行管理方針の確認を受けた年月日	
施行管理方針の廃止予定年月日	
施行管理方針の廃止の理由	
施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態	
施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来する汚染のおそれのある場合にあつては、当該特定有害物質の種類	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつては、その代表者)が署名することができる。

様式第二十 (第五十四条関係)

(様式略)

様式第十一 (第五十四条関係)

(様式略)

様式第二十一（第五十七条関係）

(表面)

12センチメートル

<p style="text-align: center;">土壌汚染対策法第14条第4項の規定による身分証明書</p> <p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: center;">環 境 大 臣 地方環境事務所長 都 道 府 県 知 事 (市長)</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p style="text-align: center;">番 号</p>
--	--

8センチメートル

(裏面)

土壌汚染対策法抜すい

(指定の申請)

第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文及び第8項、第4条第3項本文並びに第5条第1項の規定を受けない土地（第4条第2項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があつた土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請するときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第1項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則抜すい

第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第21による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第二十二（第五十七条関係）

(表面)

12センチメートル

<p style="text-align: center;">土壌汚染対策法第14条第4項の規定による身分証明書</p> <p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: center;">環 境 大 臣 地方環境事務所長 都 道 府 県 知 事 (市長)</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p>
--	--

8センチメートル

(裏面)

土壌汚染対策法抜すい

(指定の申請)

第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文、第4条第3項及び第5条第1項の規定の適用を受けない土地（第4条第2項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があつた土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 (略)

3 (略)

4 都道府県知事は、第1項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則抜すい

第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第12による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第二十四（第五十九条の二第二項関係）

（新規）

要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書 都道府県知事 殿 (市長) 年 月 日 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名 印	
土壌汚染対策法施行規則第9条の2第2項第3号の規定により、要措置区域等に搬入された土 壌について、次のとおり届け出ます。	
掘削対象地を含む要措置区域等の所 在地	
掘削対象地を含む要措置区域等の指 定された年月日	
掘削対象地を含む要措置区域等にお ける土壌の搬入の有無	
掘削対象地を 含む要措置区 域等に土壌が 搬入された場 合	搬入された年月日 掘削された土壌の量 規則第40条第2項第 3号に定める方法に よる調査の結果 分析を行った計量法 第107条の登録を受け た者の氏名又は名称
掘削対象地を 含む要措置区 域等に搬入さ れた土壌が土 壌溶出量基準 及び土壌含有 量基準に適合 する場合	当該土壌の管理方法

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人
 （法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

様式第二十五 (第六十条第一項関係)
(様式略)

様式第十五 (第六十条第一項関係)
(様式略)

様式第二十六（第六十一条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出届出書		年 月 日
都道府県知事 (市長)	殿	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名 印
<p>土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。</p>		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
汚染土壌の体積		
汚染土壌の運搬の方法		
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称		
汚染土壌の搬出の着手予定日		
汚染土壌の搬出の完了予定日		
汚染土壌の運搬の完了予定日		
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先		
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）		
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）		
汚染土壌を処理する場合		
要措置区域等の所在地		
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称		
汚染土壌を処理する施設の所在地		
処理の完了予定日		
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第十六（第六十一条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出届出書		年 月 日
都道府県知事 (市長)	殿	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名 印
<p>土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。</p>		
要措置区域等の所在地		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
汚染土壌の体積		
汚染土壌の運搬の方法		
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称		
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称		
汚染土壌を処理する施設の所在地		
汚染土壌の搬出の着手予定日		
汚染土壌の搬出完了予定日		
汚染土壌の運搬完了予定日		
汚染土壌の処理完了予定日		
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先		
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）		
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第二十七 (第六十三条第一項関係)
(様式略)

様式第十七 (第六十三条第一項関係)
(様式略)

様式第二十八（第六十四条第一項関係）

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書		年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)		届出者 氏名又は住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名
<p>土壌汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届けます。</p>		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
汚染土壌の体積		
汚染土壌の搬出の着手日		
汚染土壌の搬出の完了日		
搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の搬出着手予定日		
汚染土壌の運搬の方法		
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称		
汚染土壌の運搬の完了予定日		
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先		
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限り。）		
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限り。）		
汚染土壌を処理する場合		
要措置区域等の所在地		
汚染土壌を処理する施設の所在地		
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称		
汚染土壌の処理の完了予定日		
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		
搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合		
要措置区域等の所在地		
搬出先の要措置区域等の所在地		
土地の形質の変更の完了予定日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第十八（第六十四条第一項関係）

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書		年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)		届出者 氏名又は住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名
<p>土壌汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届けます。</p>		
要措置区域等の所在地		
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
汚染土壌の体積		
汚染土壌の搬出の着手日		
汚染土壌の搬出の完了日		
搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の搬出着手予定日		
汚染土壌の運搬の方法		
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称		
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称		
汚染土壌を処理する施設の所在地		
汚染土壌の運搬完了予定日		
汚染土壌の処理完了予定日		
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先		
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限り。）		
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限り。）		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第三十一(第七十七条関係)

(表面) 12センチメートル

番号

土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年月日生

年月日発行

年月日限り有効

写真

環境大臣
地方環境事務所長
都道府県知事
印
(市長)

(裏面)

土壤汚染対策法第54条

(報告及び検査)

第54条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは埋蔵物区域等内の1日地所有者等又は要措置区域等内の1日地において汚染の除去等の措置若しくは1日地の形状の変更を行つて報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の形状の変更の促進状況を検査させることができる。

2 前項の規定による報告の徴収又はその職員による立ち入り検査は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行つて行うものとする。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤を当該措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行つた者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の埋蔵若しくは処理の場所若しくは汚染土壤の埋蔵若しくは処理の現場若しくは自動車その他の物件を、以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、当該汚染土壤の状況、自動車等若しくは機械、書籍その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤(埋蔵物)の事業場(立ち入り、設備、帳簿、書籍その他の物件)を検査させることができる。

5 6 (略)

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者

様式第二十一(第七十七条関係)

(表面) 12センチメートル

番号

土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年月日生

年月日発行

年月日限り有効

写真

環境大臣
地方環境事務所長
都道府県知事
印
(市長)

(裏面)

土壤汚染対策法第54条

(報告及び検査)

第54条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは埋蔵物区域等内の1日地所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは1日地の形状の変更を行つて報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の形状の変更の促進状況を検査させることができる。

2 前項の規定による報告の徴収又はその職員による立ち入り検査は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行つて行うものとする。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤を当該措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行つた者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の埋蔵若しくは処理の場所若しくは汚染土壤の埋蔵若しくは処理の現場若しくは自動車その他の物件を、以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、当該汚染土壤の状況、自動車等若しくは機械、書籍その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤(埋蔵物)の事業場(立ち入り、設備、帳簿、書籍その他の物件)を検査させることができる。

5 6 (略)

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者

附 則

(施行期日)

1 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に改正法による改正前の土壤汚染対策法第三条第一項の有害物質使用特定施設の廃止をした者、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受けた者又は第十四条第一項の申請をした者に係るこの省令による改正前の土壤汚染対策法施行規則第一条から第十五条までの規定の適用については、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の土壤汚染対策法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十二條ただし書の規定は、平成三十一年四月一日から起算して三十日を経過する日以後の土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。次項において同じ。）に着手する者に

ついて適用する。

4 新規則第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十三条の規定は、平成三十一年四月一日から起算して十四日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用する。

○環境省令第四号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）及び土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百八十三号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条、第二十三条、第二十七条及び第二十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十八日

環境大臣 原田 義昭

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(汚染土壌処理施設の種類)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 浄化等処理施設 汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第二十二号イにおいて同じ。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第二十二号イにおいて同じ。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第八号ロにおいて同じ。）を行う</p>	<p>(汚染土壌処理施設の種類)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 浄化等処理施設 汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第四号ロにおいて同じ。）を行うため</p>

ための施設（次号に掲げる施設を除く。）

二（略）

三 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設（第五号に掲げるものを除く。）

四 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物の分別（次条第二項第二十九号において「異物除去」という。）をし、又は汚染土壌の含水率の調整をするための施設

五 自然由来等土壌利用施設 自然由来等土壌（法第十八条第二項に規定する自然由来等土壌をいう。以下同じ。）を利用する施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 自然由来等土壌を土木構造物の盛土の材料その他の材料（次条第二項第二十九号において「盛土材等」という。）として利用する施設（当該自然由来等土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出及び地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置が講じられた施設であつて、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限る。）として都道府県知事（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第十条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）が認めたもの（口に掲げるものを除く。以下「自然由来等土壌構造物利用施設」という。）

ロ 自然由来等土壌の公有水面埋立法（大正十年法律第五十七

の施設（次号に掲げる施設を除く。）

二（略）

三 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設

四 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設

（新規）

号)による公有水面の埋立て(海面の埋立てに限る。次条第二項第二十九号において同じ。)を行うための施設(以下「自然由来等土壤海面埋立施設」という。)

(汚染土壤処理業の許可の申請等)

第二条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 汚染土壤処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

四 埋立処理施設又は自然由来等土壤利用施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

五 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類

六〇八 (略)

九 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壤の埋立てを行う施設にあつては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し

(汚染土壤処理業の許可の申請)

第二条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 汚染土壤処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

(新規)

(新規)

四〇六 (略)

七 埋立処理施設のうち公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壤の埋立てを行う施設にあつては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し

十 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤海面埋立施設にあつては、公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けたことを証する書類の写し

十一 (略)

十二 汚染土壤の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

十三 十九 (略)

二十 申請者に令第六条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

二十一 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壤処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類

二十二 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、排水水及び排水水に係る用水の系統を説明する書類

二十三 (略)

二十四 汚染土壤処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壤の埋立てを行う施設又は自然由来

(新規)

八 (略)

九 汚染土壤の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

十 十六 (略)

十七 申請者に土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第六条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

十八 汚染土壤の処理に伴つて生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壤処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する書類

(新規)

十九 (略)

二十 汚染土壤処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壤の埋立てを行う施設）にあつては、周辺の

等土壤利用施設のうち自然由来等土壤海面埋立施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類

二十五 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壤処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）を防止する方法を記載した書類

二十六 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法を記載した書類

二十七 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあっては、自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法を記載した書類

二十八 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壤の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ア(1)から(6)までに掲げる物質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(イ)及び第五条第二十一号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口

水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類

二十一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壤処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類

（新規）

（新規）

二十二 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壤の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ア(1)から(6)までに掲げる物質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(イ)及び第五条第二十一号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部

部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十九 自然由来等土壌利用施設にあつては、自然由来等土壌から異物除去、自然由来等土壌の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壌と当該自然由来等土壌以外の土壌(土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合するもの又は自然由来等土壌に限る。)との混合(以下「土質改良」という。)を行う場合にあつては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類

三十・三十一 (略)

3 法第二十二條第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面の添付を省略することができる。

4 法第二十七條の五の協議をしようとする国等(法第二十七條の五に規定する国等をいう。以下同じ。)は、協議書に第二項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面、第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積

をいう。以下同じ。)から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

(新規)

二十三・二十四 (略)

3 法第二十二條第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

(新規)

額を記載した書類並びに第三十一号に掲げる書類を添付しなければならない。

5 前項の協議の更新をする法第二十七条の五の協議が成立した国等は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、第二項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面の添付を省略することができる。

第三条 (略)

一 (略)

二 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号(同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日)

三・四 (略)

五 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、土木構造物の種類

六〇十 (略)

2 法第二十七条の五の協議をしようとする国等は、法第二十二條第二項第一号から第四号までに掲げる事項並びに前項第一号から第六号まで及び第十号に掲げる事項を記載した協議書を提出しなければならない。

(新規)

第三条 (略)

一 (略)

二 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事(令第九条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。)及び当該許可に係る許可番号(同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日)

三・四 (略)

(新規)

五〇九 (略)

(新規)

(汚染土壌処理業の許可の基準)

第四条 (略)

一 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体又は汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ヘ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ト 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置として環境大臣が定めるものが講じられていること。

(汚染土壌処理業の許可の基準)

第四条 (略)

一 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体、汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

(新規)

(新規)

キ 著しい騒音又は振動を発生し、周囲の生活環境を損なわな
いものであること。

リ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別
等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土
壌構造物利用施設にあつては、排出水を公共用水域に排出す
る場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排出水の水質を次に掲げる基準（次条第
十八号イにおいて「排水基準」という。）に適合させる
ために必要な処理設備

(イ)・(ロ) (略)

(2) (1)イ及びロに掲げる方法により排出水の水質を測定
するための設備

ヌ 排出水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる
設備が設けられていること。

(1) 排水口における排出水の水質を下水道法施行令（昭和三十
四年政令第四百七十七号）第九条の四第一項各号に掲げる
物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第
十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号
に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合におい
ては、当該水質の基準を含む。次条第十九号イにおいて「
排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(2) 下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環境

ヘ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわな
いものであること。

ト 排出水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備
が設けられていること。

(1) 排水口における排出水の水質を次に掲げる基準（次条第
十三号イにおいて「排水基準」という。）に適合させる
ために必要な処理設備

(イ)・(ロ) (略)

(2) ト(1)イ及びロに掲げる方法により排出水の水質を測
定するための設備

チ 排出水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる
設備が設けられていること。

(1) 排水口における排出水の水質を下水道法施行令（昭和三十
四年政令第四百七十七号）第九条の四第一項各号に掲げる
物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第
十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号
に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合におい
ては、当該水質の基準を含む。次条第十四号イにおいて「
排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(2) 下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環境

省令で定める方法（次条第十九号ロにおいて「下水道測定方法」という。）により排出水の水質を測定するための設備

ル 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第二十号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。

リ (略)

ロ 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合に土質改良の方法が次条第九号に定める基準に適合すること。

二 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

(イ) (略)

(i) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第

二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目

省令で定める方法（次条第十四号ロにおいて「下水道測定方法」という。）により排出水の水質を測定するための設備

リ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第十五号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。

ル (新規)

ロ (略)

二 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) (略)

(2) (略)

(イ) (略)

(i) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第

二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目

として建築物衛生管理（平成三十一年三月三十一日以前に合格した者にあつては大気管理）を選択した者に限る。）

(ii) (iv) (略)

(ロ) (ハ) (略)

ハ・ニ (略)

（汚染土壌の処理に関する基準）

第五条 (略)

一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

二 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

三 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な措置を講ずること。

四 著しい騒音又は振動の発生により周囲の生活環境を損なわな

として大気管理を選択した者に限る。）

(ii) (iv) (略)

(ロ) (ハ) (略)

ハ・ニ (略)

（汚染土壌の処理に関する基準）

第五条 (略)

一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

（新規）

（新規）

二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわな

いように必要な措置を講ずること。

五 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、又は悪臭が発散した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

六 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体が地下へ浸透した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

七 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染が生じた場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

八 汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れは、次によること。

イ 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと。ただし、当該受け入れる汚染土壌がその特定有害物質による汚染状態に照らして、申請書に記載した再処理汚染土壌処

いように必要な措置を講ずること。

三 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

(新規)

(新規)

四 汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れは、次によること。

イ 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと。ただし、当該受け入れる汚染土壌がその特定有害物質による汚染状態に照らして、申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設(

再処理汚染土壌処理施設が、当該汚染土壌を申請書に記載した当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあつては、当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設を含む。）において処理することができる場合には、この限りでない。

ロ 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質（規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。同号二(1)において同じ。）以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。

ハ 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準（規則第九条第一項第二号に規定する第二溶出量基準をいう。第十三号において同じ。）に適合しない汚染土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十條第二項第四号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、汚染土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（

再処理汚染土壌処理施設が、当該汚染土壌を申請書に記載した当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあつては、当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設を含む。）において処理することができる場合には、この限りでない。

ロ 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質（規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。）以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。

ハ 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準（規則第九条第一項第二号に規定する第二溶出量基準をいう。第八号において同じ。）に適合しない汚染土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十條第二項第四号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、汚染土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭

昭和四十六年政令第二百一号) 第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準(特定有害物質に係るものに限る。)
()に適合しない場合における当該汚染土壌)を受け入れてはならないこと。

二|| 自然由来等土壌利用施設にあつては、次の(1)又は(2)に掲

げる汚染土壌処理施設の種類の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める自然由来等土壌(自然由来等土壌利用施設に利用された自然由来等土壌を含む。)及び土質改良により得られた土壌以外の汚染土壌を受け入れてはならないこと。

(1) 自然由来等土壌構造物利用施設 自然由来等土壌(第二種特定有害物質(令第一条第五号及び第十三号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む自然由来等土壌及び同条第二項の基準に適合しない第二種特定有害物質を含む自然由来等土壌を除く。)

(2) 自然由来等土壌海面埋立施設 自然由来等土壌(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第四号に規定する場所で自然由来等土壌の埋立てを行うための自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、自然由来等土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省

和四十六年政令第二百一号) 第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準(特定有害物質に係るものに限る。)
()に適合しない場合における当該汚染土壌)を受け入れてはならないこと。

(新規)

令第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準（特定有害物質に係るものに限る。）に適合しない自然由来等土壌を除く。）

九 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合に当該土質改良を行った土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量（規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した量をいう。この号において同じ。）及び土壌に含まれる特定有害物質の量（規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した量をいう。この号において同じ。）が、当該土質改良を行う前の自然由来等土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量及び土壌に含まれる特定有害物質の量を超えないこと。

十 五十六（略）

十七 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚水を地下に浸透させてはならないこと。

十八 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、排水を公共用水域に排出する場合には、次によること。

（新規）

五十一（略）

十二 汚水を地下に浸透させてはならないこと。

十三 排水を公共用水域に排出する場合には、次によること。

イ (略)

ロ 前条第一号リ(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定すること。

十九 (略)

イ・ロ (略)

二十 汚染土壌処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準（規則第七条第一項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。）に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設以外の汚染土壌処理施設であつて地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。

二十一 (略)

イ 前条第一号ヲ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならぬこと。

ロ 排出口における前条第一号ヲ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上（一年間継続してイの規定に

イ (略)

ロ 前条第一号ト(1)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定すること。

十四 (略)

イ・ロ (略)

十五 汚染土壌処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準（規則第七条第一項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。）に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であつて地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。

十六 (略)

イ 前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならぬこと。

ロ 排出口における前条第一号又(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上（一年間継続してイの規定に

従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上）、令第一条第十三号に掲げる大気有害物質及びダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）の量を一年に一回以上、同号の環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。

二十二（略）

イ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、環境大臣が定める方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しているもの（以下「浄化等済土壌」という。）を搬出する場合

ロ（略）

二十三・二十四（略）

二十五 第二十二号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあつては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当

従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上）、令第一条第十三号に掲げる大気有害物質及びダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）の量を一年に一回以上、同号の環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。

十七（略）

イ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、規則第五十九条第三項に規定する方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しているもの（以下「浄化等済土壌」という。）を搬出する場合

ロ（略）

十八・十九（略）

二十 第十七号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあつては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当該再

該再処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならぬこと。

イ〜ハ (略)

二十六 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならぬこと。

イ〜ニ (略)

ホ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態

ヘ 自然由来等土壌利用施設にあつては、自然由来等土壌を利用する旨

二十七・二十八 (略)

(記録する事項)

第七条 (略)

一・二 (略)

三 当該汚染土壌に含まれる特定有害物質による汚染状態

四〜六 (略)

七 排水水を公共用水域に排出した場合には、第五條第十八号口の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

八 排水水を排除して下水道を使用した場合には、第五條第十九号口の規定による測定に関する次に掲げる事項

処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならぬこと。

イ〜ハ (略)

二十一 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならぬこと。

イ〜ニ (略)

ホ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(新規)

二十二・二十三 (略)

(記録する事項)

第七条 (略)

一・二 (略)

三 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

四〜六 (略)

七 排水水を公共用水域に排出した場合には、第五條第十三号口の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

八 排水水を排除して下水道を使用した場合には、第五條第十四号口の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

九 第五条第二十号の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第五条第

二十一号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十一 第五条第二十二号イに規定する場合には、次に掲げる事項

イ 第五条第二十二号イに規定する調査を実施した年月日

ロ〜ハ (略)

十二 第五条第二十二号ロに規定する場合には、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

(汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請等)

第八条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の五の協議の変更をしようとする国等は、第二項

第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項並

びに法第二十七条の五の協議が成立した年月日を記載した協議書

(次項において「変更協議書」という。)を提出して行うものと

する。

4 変更協議書には、法第二十二條第二項第三号又は第四号に掲げ
る事項の変更が第二條第二項第一号から第十一号まで及び第二十

イ〜ニ (略)

九 第五条第十五号の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第五条第

十六号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

十一 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項

イ 第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日

ロ〜ハ (略)

十二 第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

(汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請)

第八条 (略)

2 (略)

(新規)

(新規)

一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面、第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類並びに第三十号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類並びに図面をそれぞれ添付するものとする。

(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更等)

第十条 (略)

一 第二条第二項第五号、第二十九号及び第三十号に掲げる書類に記載した事項

二 第三条第一項各号に規定する事項

2 令第七条において読み替えて適用する法第二十三条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二条第二項第五号及び第二十九号に掲げる書類に記載した事項並びに第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類に記載した事項

二 第三条第一項各号に規定する事項

(汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出等)

第十一条 (略)

2 前項の届出書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十二條第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条第一項各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴

(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更)

第十条 (略)

一 第三条各号に規定する事項

二 第二条第二項第二十三号に掲げる書類に記載した事項
(新規)

(汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届出書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十二條第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合

う場合にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

3 令第七条において読み替えて適用する法第二十三条第三項の通知は、第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項並びに法第二十七条の五の協議が成立した年月日を記載した通知書を提出して行うものとする。

4 前項の通知書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十二條第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条第二項各号に掲げる事項の変更が第二條第二項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面、第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類並びに第三十一号に掲げる書類の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類並びに図面をそれぞれ添付するものとする。

(汚染土壌処理業の休止等の届出等)

第十二條 法第二十三条第四項の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を提出して行うものとする。

一 九 (略)

2 令第七条において読み替えて適用する法第二十三条第四項の通知は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、前項第一号から第四号まで、第六号から第九号までに掲げる事

にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

(新規)

(新規)

(汚染土壌処理業の休止等の届出)

第十二條 法第二十三条第四項の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を提出して行うものとする。

一 九 (略)

(新規)

項及び法第二十七条の五の協議が成立した年月日を記載した通知書を提出して行うものとする。

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第十三条 (略)

一 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第五条第二十三号の管理票を交付しなければならないこと。

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であつた土地の土壤に含まれる特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。ただし、自然由来等土壤利用施設に利用した自然由来等土壤に含まれる特定有害物質による汚染状態は当該自然由来等土壤に係る形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質による汚染状態と同様の汚染状態とみなすこと。

三 (略)

イ (略)

ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壤に含まれる特定有害物質

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第十三条 (略)

一 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第五条第十八号の管理票を交付しなければならないこと。

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であつた土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。

三 (略)

イ (略)

ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壤の特定有害物質による

質による汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合

ハ (略)

四 (略)

五 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壌を利用した場所の表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うとともに、当該自然由来等土壌構造物利用施設であつた施設の内部に雨水その他の水が滞留するおそれがある場合にあつては、当該場所の表面を遮水シートで覆うことその他の措置により、当該自然由来等土壌構造物利用施設であつた施設の内部に雨水その他の水を滞留させないこと。

六 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壌を利用した場所の表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うこと。

2 第五條第二十四号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五條第二十四号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「

汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合

ハ (略)

四 (略)

(新規)

(新規)

2 第五條第十九号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五條第十九号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処

再処理汚染土壌処理業者」という。)とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

3 (略)

一〇四 (略)

五 第一項第五号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日

六 第一項第六号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日

4 (略)

(汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請)

第十四条 (略)

2 (略)

一〇五 (略)

六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、同法第十六条第一項の許可又は当該免許若しくは承認を受けたことを証する書類の写し

理汚染土壌処理業者」という。)とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

3 (略)

一〇四 (略)

(新規)

(新規)

4 (略)

(汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請)

第十四条 (略)

2 (略)

一〇五 (略)

六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、同法第十六条第一項の許可又は当該免許若しくは承認を受けたことを証する書類の写し

七 (略)

八 譲受人の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類
九 〇十七 (略)

(汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請)

第十五条 (略)

2 (略)

一 〇四 (略)

五 (略)

イ・ロ (略)

ハ 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、当該埋立をする権利を承継したことを証する書類の写し

ニ (略)

ホ 汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

ヘ 〇リ (略)

(汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請)

第十六条 (略)

七 (略)

八 譲受人の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
九 〇十七 (略)

(汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請)

第十五条 (略)

2 (略)

一 〇四 (略)

五 (略)

イ・ロ (略)

ハ 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、当該埋立をする権利を承継したことを証する書類の写し

ニ (略)

ホ 汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

ヘ 〇リ (略)

(汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請)

第十六条 (略)

2 (略)

一〇五 (略)

六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し

七 (略)

八 申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

九〇十四 (略)

(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

第十七条 都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七条の二から第二十七条の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証(次項から第四項までにおいて単に「許可証」という。)を交付するものとする。

二〇四 (略)

様式第一(第二条第一項関係)

2 (略)

一〇五 (略)

六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し

七 (略)

八 申請者の汚染土壌処理業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

九〇十四 (略)

(汚染土壌処理業の許可証の交付等)

第十七条 都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七条の二から第二十七条の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証(次項及び第三項において単に「許可証」という。)を交付するものとする。

二〇四 (略)

様式第一(第二条第一項関係)

汚染土壌処理業許可申請書

都道府県知事 殿 年 月 日
(市長) 申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県知事(市長) 許可番号(申請年月日)	
汚染土壌の処理の方法		
セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）		
土木構造物の種類（自然由来等土木構造物利用施設に限る。）		
保管設備の場所及び容量		
申請者		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所

汚染土壌処理業許可申請書

都道府県知事 殿 年 月 日
(市長) 申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県知事(市長) 許可番号(申請年月日)	
汚染土壌の処理の方法		
セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）		
保管設備の場所及び容量		
申請者		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所

様式第三(第十一條第一項関係)

汚染土壌処理業に係る変更届出書		年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名
汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	許可番号
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少(10%未満の減少に限る。) <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第2条第2項第5号、第29号及び第30号に掲げる書類に記載した事項 <input type="checkbox"/> 同令第3条各号に規定する事項 () ()	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
 - 汚染土壌処理業に関する省令第3条第7号から第9号までに掲げる事項を変更する場合にあっては、氏名(ふりがな)、生年月日及び住所を記載すること。

様式第三(第十一條第一項関係)

汚染土壌処理業に係る変更届出書		年 月 日
都道府県知事 殿 (市長)		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名
汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	許可番号
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少(10%未満の減少に限る。) <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項 <input type="checkbox"/> 同令第2条第2項第29号に掲げる書類に記載した事項 () ()	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
 - 汚染土壌処理業に関する省令第3条第6号から第8号までに掲げる事項を変更する場合にあっては、氏名(ふりがな)、生年月日及び住所を記載すること。

様式第四（第十二条第一項関係）

（様式略）

様式第四（第十二条関係）

（様式略）

附 則

この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

○環境省令第五号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十九条、第三十二条第一項及び第三十七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十八日

環境大臣 原田 義昭

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものによ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定の更新の申請)</p> <p>第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第三 <u>三条第八項</u>に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）に提出しなければならぬ。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一〇四 (略)</p>	<p>(指定の更新の申請)</p> <p>第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第三 <u>四第二条第二項</u>に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）に提出しなければならぬ。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一〇四 (略)</p>

五 技術管理者による土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項

六 十 (略)

(帳簿)

第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第十条に規定する市にあつては、市長。次項第二号において同じ。）に報告した日から五年間保存しなければならない。

2 (略)

(新設)

五 九 (略)

(帳簿)

第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事（令第八条に規定する市にあつては、市長。次項第二号において同じ。）に報告した日から五年間保存しなければならない。

2 (略)

様式第一（第一条第一項関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

環 境 大 臣
殿
都 道 府 県 知 事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第3条第1項の指定を受けたので、同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壌汚染状況調査等を行うおうとする事業所の所在地		
名 称	(郵便番号) 所 在 地 (電話番号)	土壌汚染状況調査等を行うおうとする都道府県の区域
計	箇所	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 3 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること（消印してはならない）。

様式第一（第一条第一項関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

環 境 大 臣
殿
都 道 府 県 知 事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第3条第1項の指定を受けたので、同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壌汚染状況調査等を行うおうとする事務所の所在地		
名 称	(郵便番号) 所 在 地 (電話番号)	土壌汚染状況調査等を行うおうとする都道府県の区域
計	箇所	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 3 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること（消印してはならない）。

様式第二(第三条第一項関係)

指定の更新申請書

指定番号	
※指定年月日	年 月 日

環境大臣 殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壌汚染状況調査等を行うおとする事業所の所在地		
名称	所在地 (電話番号)	土壌汚染状況調査等を行うおとする都道府県の区域
計	箇所	
備考		

- 備考 1 ※印の欄は、既に指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
- 2 既に提出している書類に変更がない場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 5 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること(消印してはならない)。

様式第二(第三条第一項関係)

指定の更新申請書

指定番号	
※指定年月日	年 月 日

環境大臣 殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壌汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壌汚染状況調査等を行うおとする事業所の所在地		
名称	所在地 (電話番号)	土壌汚染状況調査等を行うおとする都道府県の区域
計	箇所	
備考		

- 備考 1 ※印の欄は、既に指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
- 2 既に提出している書類に変更がない場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。
- 5 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること(消印してはならない)。

様式第十二(第二十六条関係)

(表面)

12センチメートル

土壌汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書 番号	8 センチ メートル
写真 真	職名及び氏名 年 年 年 月 月 月 日 日 日 生 生 生 日 日 日 行 行 行 日 日 日 限 限 限 リ リ リ 有 有 有 効 効 効
環 境 大 臣 地 方 環 境 事 務 所 長 都 道 府 県 知 事	
印	

(裏面)

土壌汚染対策法抜すい

(報告及び検査)
 第54条 (略)
 2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 一～三 (略)

四 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第十二(第二十六条関係)

(表面)

12センチメートル

土壌汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書 番号	8 センチ メートル
写真 真	職名及び氏名 年 年 年 月 月 月 日 日 日 生 生 生 日 日 日 行 行 行 日 日 日 限 限 限 リ リ リ 有 有 有 効 効 効
環 境 大 臣 地 方 環 境 事 務 所 長 都 道 府 県 知 事	
印	

(裏面)

土壌汚染対策法抜すい

(報告及び検査)
 第54条 (略)
 2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 一・二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に土壤汚染対策法第三条第一項の規定による指定を受けている者が同法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第十九条第五号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○環境省告示第五号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年環境省令第 号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十条第二項第一号の規定に基づき、環境大臣が定める土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

なお、平成二十三年環境省告示第五十三号（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を定める件）は、廃止する。

平成三十一年一月二十九日

環境大臣 原田 義昭

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第四十条第二項第一号の環境大臣が定める土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準は、次のとおりとする。

一 土地（次号に定める土地を除く。）の形質の変更の方法は、次のイからハまでのいずれにも該当する方法とすること。

イ 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

ロ 土地の形質の変更が終了するまでの間、イの構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。

ハ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壌又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必

要な措置を講ずること。

(2) 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

二 要措置区域（区域内の土地の土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する土地の区域又は区域内の土地の土壤の第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地の区域に限る。）内の土地の形質の変更の方法は、次のイ又はロのいずれかの方法とすること。

イ 前号イからハまでのいずれにも該当する方法

ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する方法

(1) 次の(イ)から(ニ)までの措置により地下水位を管理すること。

(イ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。

と。

(ロ) (イ)により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一項第一号リ(1)に規定する排出水基準をいう。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第四条第一項第一号又(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。）に排除すること。

(ハ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該周

縁の土地の地下水位を確認すること。

(ニ) (ハ)の観測の結果、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

(2) 次の(イ)及び(ロ)の措置により地下水の水質を監視すること。

(イ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

(ロ) (イ)の測定の結果、地下水汚染が当該土地の形質の変更の範囲の土地の区域外に拡大しているとして認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。

(3) 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、前号イ及びハのいずれにも該当する方法とすること。

三 前二号の土地の形質の変更を行う場合にあつては、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止又は遮断工封じ込めの実施措置（土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第七条第一項第一号に規定する実施措置をいう。）が既に講じられている土地については、土地の形質の変更が終了した時点で当該措置のための構造物等を原状に回復する措置が講じられていること。

四 第一号又は第二号の土地の形質の変更を行う場合にあつては、基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。

○環境省告示第六号

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年環境省令第 号）の施行に伴い、及び土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十条第二項第三号の規定に基づき、環境大臣が定める要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年一月二十九日

環境大臣 原田 義昭

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第四十条第二項第三号の環境大臣が定める要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法は、次のとおりとする。

- 一 要措置区域外から搬入された土壤に係る土地（以下「調査対象地」という。）について、土地の地質、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定す

るために有効な情報を把握すること。

二 前号の規定により把握した情報により、調査対象地を特定有害物質の種類ごとに次のイからハマで掲げる土地の区分に分類し、当該土地の区分に応じ、当該イからハマまでに定める土壤について、試料採取等の対象とすること。

イ 調査対象地が規則第三条の二第一号に掲げる土地の区分に分類する土地その他基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる土地 五千立方メートル以下の量ごとの土壤

ロ 調査対象地が規則第三条の二第二号に掲げる土地の区分に分類する土地その他特定有害物質の製造、使用若しくは処理若しくは貯蔵若しくは保管に係る事業の用に供されていない土地、特定有害物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない土地（イに掲げる土地を除く。）又は調査対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態が自然に由来するおそれがないとはいえないと認められる土地 九百立方メートル以下の量ごとの土壤

ハ イ及びロに掲げる土地以外の土地 百立方メートル以下の量ごとの土壤

三 前号の規定にかかわらず、次に掲げる土壤について、試料採取等の対象としないことができるこ

と。

イ 浄化等済土壤（汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イに規定する浄化等済土壤をいう。）

ロ 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壤

ハ 規則別表第八の五の項に規定する目標土壤溶出量を超える汚染状態又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤を要措置区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合における当該埋め戻す土壤について、当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに一点の土壤を採取したもの又は当該要措置区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあつては、百立方メートル以下ごとに五点の土壤を採取し、当該五点の土壤をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法又は同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果、土壤溶出

量基準及び土壌含有量基準に適合するもの

四 第二号の規定により試料採取等の対象とされた土壌の中心部分（当該土壌において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分）の土壌を採取すること。

五 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に含まれる特定有害物質の量を、規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法及び同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

六 前各号の規定にかかわらず、当該要措置区域外から搬入された土壌が他の要措置区域から搬出された土壌である場合にあつては、当該土壌は当該他の要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態と同じ汚染状態にある土地の土壌とみなすこと。

○環境省告示第七号

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年環境省令第 号）の施行に伴い、及び汚染土壌処理業に関する省令（平成三十一年環境省令第十号）第四条第一号トの規定に基づき、環境大臣が定める自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年一月二十九日

環境大臣 原田 義昭

汚染土壌処理業に関する省令（平成三十一年環境省令第十号）第四条第一号トの環境大臣が定める自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置は、次のとおりとする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合にあつては、自然由来等土壌構造物利用施設が帯水層に接しないようにすることのほか、次のイ又はロに掲げる措置を講ずること。

イ 当該施設に利用する自然由来等土壤に含まれる特定有害物質が水に溶出しないように当該自然由来等土壤の性状を変更すること。

ロ 当該施設に利用する自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するために必要な構造として当該施設に遮水工を設置すること。

二 自然由来等土壤構造物利用施設に利用する自然由来等土壤に含まれる特定有害物質による汚染が専ら自然に由来する場合（次号に掲げる場合を除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる措置を講ずること。

イ 当該施設が帯水層に接しないようにすることのほか、前号イ又はロに掲げる措置を講ずること。

ロ 当該施設の底面から帯水層までの距離及び当該施設を設置する土地の土壤に係る分配係数その他の情報を勘案して、当該自然由来等土壤を利用した日から相当期間を経過した後当該自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体が帯水層に到達しない距離を保つ位置に当該施設を設置すること。

三 自然由来等土壤構造物利用施設に利用する自然由来等土壤に含まれる特定有害物質による汚染が

- 専ら自然に由来する場合（当該特定有害物質が土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下この号において「令」という。）第一条第一号に掲げる特定有害物質の種類であつて、当該自然由来等土壤に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した量をいう。以下この号において同じ。）が検液一リットルにつき〇・〇七五ミリグラム未満であり、かつ、当該施設を設置する土地の土壤に水を加えた検液の水素イオン濃度指数が五・〇以上であるとき又は当該特定有害物質が令第一条第二十号に掲げる特定有害物質の種類であつて、当該自然由来等土壤に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量が検液一リットルにつき〇・三ミリグラム未満であるときに限る。）にあつては、次のイ、ロ又はハに掲げる措置を講ずること。
- イ 当該施設が帯水層に接しないようにすることのほか、第一号イ又はロに掲げる措置を講ずること。
- ロ 前号ロに掲げる措置を講ずること。
- ハ 当該施設の底面から帯水層までの距離を五十センチメートル以上保つ位置に当該施設を設ける

۱۰۰۰

○環境省告示第八号

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成三十一年環境省令第 号）の施行に伴い、及び汚染土壌処理業に関する省令（平成三十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イの規定に基づき、環境大臣が定める浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年一月二十九日

環境大臣 原田 義昭

汚染土壌処理業に関する省令（平成三十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イの環境大臣が定める浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法は、次のとおりとする。

一 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌（以下「処理後土壌」という。）に係る要措置区域等について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の当該処理後土壌の特定有害物質による汚染のおそ

れを推定するために有効な情報を把握すること。

二 処理後土壌を百立方メートル以下ごとに区分すること。

三 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める前号の規定により区分したそれぞれの土壌（以下「ロット」という。）について、試料採取等の対象とすること。

イ 要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類に係る試料採取等を行う場合 すべてのロット
ロ 要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類（第一号の規定により把握した情報により、当該要措置区域等において土壌の第三種特定有害物質（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第二十五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）に係る試料採取等を行う場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合に
に
応じ、すべてのロットを九以下のロットごとに分け、当該分けられたそれぞれの九以下のロットについて、当該(1)又は(2)に定めるロット

(1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 当該九以下のロットのうちいずれか一

のロット

(2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 当該九以下の

ロットについて、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定めるロット

(イ) ロットが六以上である場合 当該九以下のロットのうちいずれか五のロット

(ロ) ロットが五以下である場合 当該九以下のロットのすべてのロット

四 前号の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分において、第一種特定有害物質に係る測定を行う場合にあつては、任意の一点の土壌を、及び第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る測定を行う場合にあつては、任意の五点の土壌を採取すること。

五 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る測定を行う場合にあつては、前号の規定により採取された五点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。

六 第三号ロの規定により、九以下のロットごとに分けられたものうち、二以上のロットが試料採取等の対象とされた場合にあつては、当該二以上のロットに係る前号の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

七 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、及び当該土壤に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

○ 環境省告示第 号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十六号（土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年 月 日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

第1 (略)	第1 (略)
第2 測定方法	第2 測定方法
1. 分析方法	1. 分析方法
<p>分析方法は、光イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法 (GC-PID) 、水素イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法 (GC-FID) 、電子捕獲型検出器を用いるガスクロマトグラフ法 (GC-ECD) 、電気伝導度検出器を用いるガスクロマトグラフ法 (GC-ELCD) 、ガスクロマトグラフ質量分析法 (GC-MS) のいずれかとする。<u>分析方法</u>ごとの分析が可能な特定有害物質は、別表1のとおりとする。</p> <p>分析に当たっては、土壌ガスに含まれる試料採取等対象物質の濃度の定量が可能であり、かつ、定量下限値が 0.1volppm 以下 (ベンゼンにあつては 0.05volppm 以下) である方法を用いる。分析装置は、この定量下限値付近の変動係数が 10～20% であることが確認されたものを用いる。</p> <p>なお、分析は精度が確保できる環境であれば、室内、車内又は野外のいずれにおいても実施することができる。</p>	<p>分析方法は、光イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法 (GC-PID) 、水素イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法 (GC-FID) 、電子捕獲型検出器を用いるガスクロマトグラフ法 (GC-ECD) 、電気伝導度検出器を用いるガスクロマトグラフ法 (GC-ELCD) 、ガスクロマトグラフ質量分析法 (GC-MS) のいずれかとする。<u>各分析方法</u>ごとの分析が可能な特定有害物質は、別表1のとおりとする。</p> <p>分析に当たっては、土壌ガスに含まれる試料採取等対象物質の濃度の定量が可能であり、かつ、定量下限値が 0.1volppm 以下 (ベンゼンにあつては 0.05volppm 以下) である方法を用いる。分析装置は、この定量下限値付近の変動係数が 10～20% であることが確認されたものを用いる。</p> <p>なお、分析は精度が確保できる環境であれば、室内、車内又は野外のいずれにおいても実施することができる。</p>
<p>2. 試薬</p> <p>(1) 混合標準液の原液</p> <p>すべての試料採取等対象物質を 1 mg/ml 含む<u>混合標準液の原液</u> (注7)。<u>アンブル</u>は冷暗所で保管する。これに代えて、<u>計量法</u> (平成4年法律第 51 号) 第 136 条若しくは同法</p>	<p>2. 試薬</p> <p>(1) 混合標準液の原液</p> <p>すべての試料採取等対象物質を 1 mg/ml 含む<u>混合標準液の原液</u> (ただし、<u>試料採取等対象物質</u>にクロエチレンを含む場合には、<u>当分の間</u>、<u>クロエチレン</u>以外のすべての試料採</p>

第 144 条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書が添付された混合標準ガス (ただし、当該混合標準ガスが市販されていない場合には、当分の間、製造事業者が濃度を保証するガスとすることができる。) を使用することができる。

(2) 混合標準液

混合標準液の原液 1 ml を容量 20ml の全量フラスコにとり、メタノールを標線まで加えて 20ml とし、すべての試料採取等対象物質を 50 μ g/ml 含む混合標準液としたもの (注 7)。 調製は使用時に行うこととする。

(3) ～ (5) (略)

(注 7) 2 以上の標準液の原液を用いて、すべての試料採取等対象物質を 50 μ g/ml 含む混合標準液を調製してもよい。

3. 器具及び分析装置

(1) 器具

採取対象物質を 1 mg/ml 含む混合標準液の原液及びクロロエチレンを 1 mg/ml 又は 2 mg/ml 含む標準液の原液とすることができる。)。アンブールは冷暗所で保管する。これに代えて、国又は公的検査機関が濃度を保証するガス二次標準液を使用して濃度を確認した混合標準ガスを使用することができる。

(2) 混合標準液

混合標準液の原液 1 ml (ただし、試料採取等対象物質にクロロエチレンを含む場合には、当分の間、クロロエチレン以外のすべての試料採取等対象物質を 1 mg/ml 含む混合標準液の原液 1 ml 及びクロロエチレンを 1 mg/ml 含む標準液の原液 1 ml (クロロエチレンを 2 mg/ml 含む標準液の原液を使用する場合には、0.5ml) とすることができる。) を容量 20ml の全量フラスコにとり、メタノールを標線まで加えて 20ml とし、すべての試料採取等対象物質を 50 μ g/ml 含む混合標準液としたもの。 調製は使用時に行うこととする。

(3) ～ (5) (略)

(新規)

3. 器具及び分析装置

(1) 器具

ア. 検量線用ガス瓶

内容量 1 l のガラス製の瓶であって、絶対圧力 1 kPa (7.5mmHg) 以下を 1 時間以上保持できるもの。規格 K0050 の 9.3.2 (全量フラスコの校正方法) に準じて内容量の測定がされたものを用いる (注 8)。

イ. 検量線用捕集濃縮管

第 1 の 2. (4) ウの捕集濃縮管と同様のもの。

ウ. ガスタイトシリンジ (注 9)

0.1~10ml を採取できるもの。精度の確認がされたものを用いる。

エ. マイクロシリンジ (注 9)

1~200 μ l を採取できるもの。精度の確認がされたものを用いる。

(2) 分析装置

次の分析装置のいずれかを用いることとする。

ア. ガスクロマトグラフ

光イオン化検出器 (注 10) を用いるガスクロマトグラフ、水素イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ、電子捕獲型検出器を用いるガスクロマトグラフ、電気伝導度検出器を用いるガスクロマトグラフ又はこれらの検出器を 2 種類以上組み合わせて用いるガスクロマトグラフとする。また、試料を吸着管に吸着させたのち、吸着管を加熱

ア. 検量線用ガス瓶

内容量 1 l のガラス製の瓶であって、絶対圧力 1 kPa (7.5mmHg) 以下を 1 時間以上保持できるもの。規格 K0050 の 9.3.2 (全量フラスコの校正方法) に準じて内容量の測定がされたものを用いる。

イ. 検量線用捕集濃縮管

第 1 の 2 (4) ウの捕集濃縮管と同様のもの。

ウ. ガスタイトシリンジ (注 7)

0.1~10ml を採取できるもの。精度の確認がされたものを用いる。

エ. マイクロシリンジ (注 7)

1~200 μ l を採取できるもの。精度の確認がされたものを用いる。

(2) 分析装置

次の分析装置のいずれかを用いることとする。

ア. ガスクロマトグラフ

光イオン化検出器 (注 8) を用いるガスクロマトグラフ、水素イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ、電子捕獲型検出器を用いるガスクロマトグラフ、電気伝導度検出器を用いるガスクロマトグラフとする。2種類以上の検出器を組み合わせて用いるガスクロマトグラフとすることもできる。

して試料採取等対象物質をガスクロマトグラフに導入する装置（以下「加熱脱着装置」という。）を用いることができる。

イ（略）

(注8) 混合標準ガスを使用する場合は第1の3.(3)イの方法により準備した捕集バッグを使用することができる。

(注9) ガスタイトシリンジ及びバイアクロシリンジは、空試験用、低濃度測定用、高濃度測定用の3本（同一ロットのもの）を用意することが望ましい。

(注10) 光イオン化検出器のUVランプは、試料採取等対象物質を検出できるものとする。

例：10.2eV、11.7eV

4. 操作

(1) 直接捕集法の場合

減圧捕集瓶法、減圧捕集瓶を用いた食塩水置換法又は捕集バッグ法（以下「直接捕集法」という。）により土壌ガスを採取した場合には、その一定量を正確に分取して分析装置に導入し、分析結果を記録する。

土壌ガスを分析装置に直接導入する場合の導入量は 0.2～1ml とし、5. (1)により作成した検量線の範囲内に入るように調節する。ただし、0.2～1ml の導入量では検量線の範囲

イ（略）

(新規)

(注7) ガスタイトシリンジ及びバイアクロシリンジは、空試験用、低濃度測定用、高濃度測定用の3本（同一ロットのもの）を用意することが望ましい。

(注8) 光イオン化検出器のUVランプは、試料採取等対象物質を検出できるものとする。

例：10.2eV、11.7eV

4. 操作

(1) 直接捕集法の場合

減圧捕集瓶法、減圧捕集瓶を用いた食塩水置換法又は捕集バッグ法（以下「直接捕集法」という。）により土壌ガスを採取した場合には、その一定量を正確に分取して分析装置に導入し、分析結果を記録する。

土壌ガスの導入量は 0.2～1ml とし、5. (1)により作成した検量線の範囲内に入るように調節する。ただし、0.2～1ml の導入量では検量線の範囲内に入らない場合には、試料

内に入らない場合には、試料採取等対象物質を含まない空気により土壌ガスを希釈したものを分析装置に導入する。加熱脱着装置を介して分析装置に土壌ガスを導入する場合には、一定量を通気させ、吸着管に試料採取等対象物質を吸着させる。その後、吸着管を試料採取等対象物質が十分に脱離する温度まで加熱し、キャリアガスとともに分析装置に導入する。導入量は5. (1)により作成した検量線の範囲内に入るように調節する。検量線の範囲内に入らない場合には、試料採取等対象物質を含まない空気により土壌ガスを希釈したものを加熱脱着装置及び分析装置に導入する (注 11)。

土壌ガス中の試料採取等対象物質の濃度は、クロマトグラムから当該物質のピーク面積又はピーク高さを測定し、5.

(1)により作成した検量線と比較して求める。

(2) (略)

(注 11) 加熱脱着装置は、土壌ガスの測定ごとに、再生温度でキャリアガスを通気し、洗浄を行うこと。

5. 検量線の作成

(1) 直接捕集法の場合

ア～エ (略)

オ. ア～エと同様の操作により、エの標準ガスを上回る2水準以上の濃度 (注 12) の標準ガスを調製する。

カ (略)

採取等対象物質を含まない空気により土壌ガスを希釈したものを分析装置に導入する。

土壌ガス中の試料採取等対象物質の濃度は、クロマトグラムから当該物質のピーク面積又はピーク高さを測定し、5.

(1)により作成した検量線と比較して求める。

(2) (略)

(新規)

5. 検量線の作成

(1) 直接捕集法の場合

ア～エ (略)

オ. ア～エと同様の操作により、エの標準ガスを上回る2水準以上の濃度 (注 9) の標準ガスを調製する。

カ (略)

(2) 捕集濃縮管法の場合

ア～オ (略)

カ. ア～オと同様の操作により、オの標準試料を上回る2水準以上の濃度(注13)の標準試料を調製する。

キ (略)

(3) (略)

(注12) 2水準とする場合の濃度は、(1)エの標準ガスの5倍及び50倍程度を目安として、分析装置の定量範囲内で設定する。

(注13) 2水準とする場合の濃度は、(2)エの標準試料の5倍及び50倍程度を目安として、分析装置の定量範囲内で設定する。

6 (略)

別表1 分析方法ごとの分析が可能な特定有害物質

特定有害物質	GC-PID (*)		GC-FID	GC-ECD	GC-ELCD	GC-MS
	10.2eV	11.7eV				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1,2-ジクロロエチレン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 捕集濃縮管法の場合

ア～オ (略)

カ. ア～オと同様の操作により、オの標準試料を上回る2水準以上の濃度(注10)の標準試料を調製する。

キ (略)

(3) (略)

(注9) 2水準とする場合の濃度は、(1)エの標準ガスの5倍及び50倍程度を目安として、分析装置の定量範囲内で設定する。

(注10) 2水準とする場合の濃度は、(2)エの標準試料の5倍及び50倍程度を目安として、分析装置の定量範囲内で設定する。

6 (略)

別表1 各分析方法ごとの分析が可能な特定有害物質

特定有害物質	GC-PID (*)		GC-FID	GC-ECD	GC-ELCD	GC-MS
	10.2eV	11.7eV				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
シス-1,2-ジクロロエチレン	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(*) GC-PID については、10.2eV 及び 11.7eV の UV ランプの場合を例示している。

別表 2 直接捕集法の場合の標準ガス中の各第一種特定有害物質の濃度

特定有害物質	混合標準液 5 μ l 注入時の濃度 (volppm)	混合標準液 3 μ l 注入時の濃度 (volppm)
(略)	(略)	(略)
<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表 3 捕集濃縮管法の場合の標準試料中の各第一種特定有害物質の物質量等

特定有害物質	検量線用捕集濃縮管に 1ml 注入時の物質量 (μ l)	検量線用捕集濃縮管に 0.5ml 注入時の物質量 (μ l)	100ml の土壌ガスに含まれる場合の濃度 (volppm)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>1, 2-ジク</u>	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

(*) GC-PID については、10.2eV 及び 11.7eV の UV ランプの場合を例示している。

別表 2 直接捕集法の場合の標準ガス中の各第一種特定有害物質の濃度

特定有害物質	混合標準液 5 μ l 注入時の濃度 (volppm)	混合標準液 3 μ l 注入時の濃度 (volppm)
(略)	(略)	(略)
<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表 3 捕集濃縮管法の場合の標準試料中の各第一種特定有害物質の物質量等

特定有害物質	検量線用捕集濃縮管に 1ml 注入時の物質量 (μ l)	検量線用捕集濃縮管に 0.5ml 注入時の物質量 (μ l)	100ml の土壌ガスに含まれる場合の濃度 (volppm)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>シス-1, 2-</u>	(略)	(略)	(略)

ロロエチロ ニ (略)	(略)	(略)	(略)	ジクロロエ チレン (略)	(略)	(略)	(略)
-------------------	-----	-----	-----	---------------------	-----	-----	-----

○環境省告示第 号

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十七号（地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年 月 日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
1, 2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
(略)	(略)

別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
シス-1, 2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
(略)	(略)

○環境省告示第 号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十八号（土壤溶出量調査に係る測定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年 月 日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
1, 2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
(略)	(略)

別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
シス-1, 2-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
(略)	(略)

○環境省告示第 号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十九号（土壤含有量調査に係る測定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年 月 日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

付表

検液は、以下の方法により作成するものとする。

1 (略)

2 試料の作成

採取した土壌を 30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕 (注1) した後、非金属製の 2 mm の目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

3 検液の作成

(1)カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物及びほう素及びその化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料 6 g 以上を量り採り、試料 (単位 g) と溶媒 (水 (日本工業規格 K0557 に規定する A3 又は A4 のものをいう。以下同じ。)) に塩酸を加え塩酸が 1 mol/l となるようにしたもの (単位 ml) とを重量体積比 3% の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温 (おおむね 25℃) 常圧 (おおむね 1 気圧) で振とう機 (あらかじめ振とう回数を毎分約 200 回に、振とう幅を 4 cm 以上 5 cm 以下に調整したもの) を用いて

付表

検液は、以下の方法により作成するものとする。

1 (略)

2 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の 2 mm の目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

3 検液の作成

(1)カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物及びほう素及びその化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料 6 g 以上を量り採り、試料 (単位 g) と溶媒 (純水に塩酸を加え塩酸が 1 mol/l となるようにしたもの) (単位 ml) とを重量体積比 3% の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温 (おおむね 25℃) 常圧 (おおむね 1 気圧) で振とう機 (あらかじめ振とう回数を毎分約 200 回に、振とう幅を 4 cm 以上 5 cm 以下に調整したもの) を用いて

、2時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の1.5倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ (略)

(2)六価クロム化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料6g以上を量り採り、試料(単位g)と溶媒(水に炭酸ナトリウム0.005mol(炭酸ナトリウム(無水物)0.53g)及び炭酸水素ナトリウム0.01mol(炭酸水素ナトリウム0.84g))を溶解して11としたもの(単位ml)とを重量体積比3%の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温(おおむね25℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、2時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の1.5倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ (略)

、2時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の1.5倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ (略)

(2)六価クロム化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料6g以上を量り採り、試料(単位g)と溶媒(純水に炭酸ナトリウム0.005mol(炭酸ナトリウム(無水物)0.53g)及び炭酸水素ナトリウム0.01mol(炭酸水素ナトリウム0.84g))を溶解して11としたもの(単位ml)とを重量体積比3%の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温(おおむね25℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、2時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の1.5倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ (略)

(3) シアン化合物については、次の方法による。

ア～オ (略)

カ 数分間放置した後蒸留フラスコを加熱し、留出速度 2～3ml/分で蒸留する (注2)。受器の液量が約 180ml になったら、冷却管の先端を留出液から離して蒸留を止める。冷却管の内外を少量の水で洗い、洗液は留出液と合わせる。

キ フェノールフタレイン溶液 (5g/l) 2～3 滴を加え、開栓中にシアン化物イオンがシアン化水素となって揮散しないよう手早く酢酸 (1+9) で中和し、水を加えて 250ml とし、これを検液とする (注3)。

(注1) 土粒子をすりつぶす等の過度な粉砕を行わないこと。

(注2) (略)

(注3) (略)

(3) シアン化合物については、次の方法による。

ア～オ (略)

カ 数分間放置した後蒸留フラスコを加熱し、留出速度 2～3ml/分で蒸留する (注1)。受器の液量が約 180ml になったら、冷却管の先端を留出液から離して蒸留を止める。冷却管の内外を少量の水で洗い、洗液は留出液と合わせる。

キ フェノールフタレイン溶液 (5g/l) 2～3 滴を加え、開栓中にシアン化物イオンがシアン化水素となって揮散しないよう手早く酢酸 (1+9) で中和し、水を加えて 250ml とし、これを検液とする (注2)。

(新規)

(注1) (略)

(注2) (略)